

# 功利主義をこえて

——ジョン・ロールズ『正義論』研究序説——

川  
本  
隆  
史

## 目次

第一章	ロールズの出発点
第二章	規範倫理学方法論の構築
第三章	実践の発見——後期ウィトゲン
第一節	ユタインとロールズ
第二節	公正としての正義
第三節	功利主義をこえて——社会契約説の再構成
第三章	経済学批判へ——分配的正義の復権
第一節	「正義の一理論」とは何か
第二節	「公正としての正義」——カント倫理学の系統上の解釈
第三節	功利主義の批判
第四節	ロールズの方法論
文獻表	I、III

Beyond Utilitarianism: An Introduction to the Study of John Rawls' *A Theory of Justice*

Takashi Kawamoto

### Contents

John Rawls' *A Theory of Justice*, which was published in 1971 and has received widespread public attention, initiated a renaissance in substantial moral philosophy (normative ethics). My aim in this paper is to describe three stages in the development of Rawls' thought and to explain the ethical background of his work. To this end this paper consists of three chapters as below;

#### Chap. 1. Rawls' Starting Point

- §1. The Construction of the Methodology in Normative Ethics
- §2. Digging into the Tradition
- §3. The Discovery of 'practice': The Later Wittgenstein and Rawls

#### Chap. 2. Justice as Fairness

- §1. Beyond Utilitarianism: The Reconstruction of the Social Contract Theory
- §2. Toward the Critique of Economics: The Recovery of Distributive Justice

#### Chap. 3. Establishing the System

- §1. What is 'a theory of justice'?
- §2. The Procedural Interpretation of Kantian Ethics
- §3. The Critique of Utilitarianism
- §4. Rawls' Methodology: Some Comments.

▽まえがき▽

一九七一年ハーヴァード大学哲学教授ジョン・ロールズの『正義論』(A Theory of Justice)<sup>(1)</sup>が公刊された。その目ざすところは、一九世紀以来英米倫理学を支配してきた功利主義の正義観(効率としての正義)に対抗しうる正義のとらえ方(公正としての正義)を「ロック、ルソー、カントに代表される社会契約の伝統的理論を一般化し高度な抽象性の程度にまで高めること」(15: viii)によって、整合的な体系に仕上げることである。彼の理論の核心は、「正義の二原則」を平等な自由という「原初状態」(original position)における契約当事者たちによって全員一致で採択されるものとして演繹的に導き出し、かつその原則がわれわれの正義についての日常的な確信(たとえば「人種差別は正義に反する」と合致することを帰納的に示す、という二重の正当化を試みてい

る点にある。さて彼の提唱する「正義の二原則」およびその根底にある正義観は次のようにまとめられる。

第一原則「平等な自由の原則」

各人は、すべての人々に対する同等な自由の体系と相容れる限り、できるだけ広範な基本的諸自由への平等な権利を有するべきである。

第二原則

社会的経済的不平等は、それらが次の二条件を満たすように調整されるべきである。

(a) 「格差原則」不平等が、正義にかなった貯蓄原則と両立する形で、最も不利な状況にある人々の利益の最大化のためになっていること。  
(b) 「機会の公正な平等原則」不平等が、機会の公正な平等という諸条件の下で、すべての人々に開かれた職務と地位とに結びついてい

るものであること。

一般的な考え方「二原則に共通する正義観」  
すべての社会的な基本財——自由と機会、収入と富、自尊の諸基礎——は、これらの財のいずれかないしはすべてを不平等に分配することが最も不利な状況にある人々の利益にならない限り、あくまで平等に分配されるべきである。(15): 302-303)

この六〇〇頁、約二八万語にわたる大著は、アカデミズムの外で「異常なほど広範な関心」(35: ix)を呼んだ。総合雑誌は争ってこの本を取り上げ、『ニューヨーク・タイムズ書評版』は本書を一九七二年度の五大重要単行本の一つに加えた。一方、道徳哲学や政治哲学の研究者たちは、この独創的な作品を理解するために「内省のための隠遁」(42): 272) へと一時追いやられたが、七三年の『The Journal of Philosophy』七四年の『Social Theory and Practice』七五年の『Ethics』、『The American Political Science Review』といった学術誌が『正義論』の特集を組んで以来、哲学・倫理学、政治学、法学、経済学の各専門誌にはロールズについての議論が毎号のように現われており、『正義論』に言及する単行本を含めると、関連文献は驚くべき量に達している。<sup>(2)</sup> こうし

た反響の中で様々な毀誉褒貶がなされてきたもの<sup>(3)</sup>、「第二次大戦後の道徳哲学・社会哲学の領域における最も重要な作品」〔(41):169〕「戦後の道徳哲学に対する、最も実質的で関心を引く貢献」〔(44):34〕という評価はともかくも定まった観がある。ではこの影響の大きさは何に由来するのであろうか。その一つは、彼がメタ倫理学から旧来の実質的な道徳・政治哲学の伝統へと復帰していることである〔(35):ix〕。たとえば、本書の書評としては最も早いものに属する短評の中でスチュアート・ハンプシャーは、ロールズが最近の学界の慣行——これは価値の問題に対する懐疑主義をその基礎にもっている——とは決定的に異なった「古典的で非懐疑的な伝統」へと回帰している、と指摘した〔(44)〕。ムアに始まる今世紀の「倫理学の革命」が生みおとしたものは、「倫理学の問題と私たちが道徳生活の中でぶつかる問題とが同じものではない、という常識」だとされている〔(38):iv〕が、この常識に挑戦し実質的な問題を再び倫理学の中で取り上げたのが、ロールズの作品であった。

しかしメタ倫理学に対する不満の存在ということだけでは、これほどの影響力を説明できない。最も大きな理由は、ロールズが「自由」、「平等」、「正義」といったアメリカ建国の大義にかかわる問題を、黒人解放運動やベトナム反戦運動がそうしたアメリカの根本理念の形骸化を告発している状況のさ中で、ラディカルに問い直し「独立宣言」の精神を再生させようとした点にある。確かに一般読者にとって通読することすら骨の折れる本であるし、具体的な指針や提言がなされているわけでもない。そればかりか「世界がいかにあるべきかを教えるためには哲学はも

とも来るのが遅すぎる」〔『法哲学』序文〕というヘーゲルの名言にもあ  
るように、アメリカの大義が全面的に問われている時にそれを支えてい  
た社会契約説を軸にして倫理学を構築しようとする、リベラリズム  
の破産が左右両翼から喧伝されている時に「自由」を擁護しようとする  
こと、これは「反時代的」でさえある。だが「頑ななまでに、根強いが  
抑制された情熱でもって」〔(36):27〕主張されることがらは決して斬新  
なものではないけれども、それだけにこの時代の根底にある問題を照ら  
し出している。またさらに「この本は読者に一つの企てを指し示し、読  
者をいざなってその企てに参加させる」〔(38):26〕という経験をもた  
らす。こうした経験を与えてくれることこそが、本書の広範な影響力の  
源であるに相違ない。たとえば細かい概念規定や学説史の整理でお茶を  
にごしている大半の倫理学の書物と、『正義論』本文の冒頭とを比べて  
みるがよい。それはこう始まっている。

「真理が思想体系にとって第一の徳であるように、正義は社会の諸制  
度の第一の徳である。いかにエレガントで無駄のない理論であろうと  
も、もしそれが真理に反するのなら拒否され修正されねばならない。  
それと同じように、いかに効率的でうまく配置されている法や制度で  
あろうとも、もしそれらが正義に反するのであれば改革され撤廃され  
ねばならない。社会全体の福祉でさえもが無視することのできない、  
正義に基礎づけられた不可侵なるものを、すべての人々は有している  
のである。」〔(15):3〕

真理と正義、つまり論理と倫理との類比は、ロールズが処女作から一

貫して主張するものである。以下では処女論文(一九五一年)から著者(七一年)までの彼の思索の歩みを辿ってみたいと思う。便宜上、彼の問題意識の発展史を三期に——五〇年代の前期(論文「公正としての正義」まで)、六〇年代の中期(論文「市民的不服従の正当化」まで)、七〇年代の後期(『正義論』以降)——に分ける( cf. (80): 4) が、我国におけるロールズ研究が社会科学系の研究者による名著の紹介・解釈から始められた(文献表IIを見られたい)ことを考慮して、論述の重点を前期におくこととする。倫理学者ロールズの像を浮彫りにし、『正義論』の倫理学的背景を明らかにすること、これが本稿の主眼である。

## 第一章 ロールズの出発点

### 第一節 規範倫理学方法論の構築

一 ジョン・ロールズは一九二一年二月メリランド州ボルチモアに生まれ、ケント・スクール卒業(四三年)後、プリンストン大学で哲学博士号を取得(五〇年)している。同年より同大学専任講師を勤め、学位論文「倫理的知の根拠についての研究」(「I」)をもとに、最初に発表した論文が「倫理学における決定手続の概要」(五一年)である。この論文でロールズは倫理学の主要目標を次のように規定する。すなわち、それは「相対立する諸利害が存在している諸事例において、どの利害を優先すべきかを決定するために用いられうる、正当な諸原則(justificable principles)の定式化」である(②: 84, 1)。よって本論文の主題は二つある。一つは、諸原則を決定するための「理にかなった決定手続」(a

reasonable decision procedure)が存在するか、というものであり、残る一つは、この手続が存在しかつそれが理にかなっていることは「合理的な研究方法」(rational methods of inquiry)によって確認されるか、という問題である。もちろんロールズは二つの問いに肯定的な答えを与えようとするのであるが、ここではまず彼の「決定手続」という用語に注目しておく。これは耳慣れない言葉のようだが、この手続と「正当化手続」(Procedure of justification)つまりある原則が正当に決定されてきたことを示す手続とは、同一手続の順序を反対にしたものに他ならない(②: 86, 4)とされていることを考えれば、その具体的な意味は以下のようなものであろう。すなわち、日常的な道徳上の問題に直面したときに、それを解決しうる原則を決定するにいたる手続である。そして、手続という言葉そのものにこれの存在を認めようとするしない情緒主義への批判がこめられていることは言うまでもない。次に彼は、この手続が reasonable であることを、直覚を持ち出して正当化するのではなく、合理的な諸方法によって確認されるべきだという。つまり倫理と科学との断絶を強調するのではなく、両者が共に人間の営みであることに基づいて、手続と方法との間に架橋を試みるのである。以上の主張は、後にニューイング(〔125〕)やブランド(〔123〕: chap. 10)によって体系化され倫理学における「整合説」(coherence theory)と名づけられるものであって、著者にまで一貫する彼の方法論となっている。いわばロールズ倫理学の原基をなす主張であるから、詳しく検討しておく価値がある。

二 彼は先ほどの「合理的研究方法」に帰納法を含め、「倫理学を帰納法論理の研究との類比で考える」という。この類比に従う限り、倫理学において「正当な諸原則」を前提されたものと考えすることはできない。よって、手続の第一段階は、道徳判断を下す資格のある主体——彼はこれをシジウィックに倣って(138):264)「有能な道徳上の判定者」(competent moral judges)と呼ぶ——と彼らが下すであろう真つ当な道徳判断——これは「熟慮に基づく道徳上の判断」(considered moral judgments)と名づけられている——との形式的な特性を確定しておいてから、その特性にかなう道徳上の判断を選び出すことである。この手続は、理想的観察者の資格と彼の観察に基づくデータとの条件を規定した上で、いわゆる「信頼できる(authentic) データー」を選択する、という自然科学の方法に対応している。信頼できるデータから法則(law)が導き出されるように、真つ当な道徳判断を論拠にして道徳の原則(principle)を定式化しようというのである。さらに、procedureやcompetent, judge, judgmentといった用語の法律上の含意(訴訟手続、法的権限のある、判事、判決)を念頭に置いてみるなら、自然科学との類比に限らず裁判過程(信憑性のある証拠を選び出して正当な判決にいたる)との類比もこの主張の背景となつていふことも指摘できよう。

まず「有能な道徳上の判定者」とは、通常の知性と十分な知識を有し、分別のある(reasonable)人間であつて、利害が対立している場合も相手の身になって考えることを可能とする「共感的知識」を備えている人々である、とされているが、ロールズ自らが認めるように以上の特性は

漠然としており、「有能な道徳上の判定者」を選び出すためのテストは余り厳密とはいえない。しかし彼は過度の厳密性を倫理学に要求しはしない。われわれが「分別のある人」、「公平である(impartial)人」に道徳上の難問を解決してほしいと願うのは、「日常生活において以上の諸特性を実際に識別している」からなのだ、とロールズはいう。次に有能な判定者が下す「熟慮に基づく道徳上の判断」の特性を七つ挙げる。(一)判断がもたらす全帰結について責任を問われることはない、という条件下で下された判断であること(たとえば、ある問題に対して一定の決定をしたからといって処罰される恐れのないところで下された判断のこと)。(二)私利をはかってなされた判断ではないこと。(三)日常的にある利害対立に対して下された判断であること。(四)係争中の問題についての入念な検討の後に下された判断であること。(五)判定者が「確信(certitude)をもっている判断であること。(六)安定した判断(つまり、類似の事例について異なる判定者が同じ判断を下してきたもの)であること。(七)諸原則を意識的に適用した判断ではなく、倫理的原則については直覚しているだけの判断であること。

以上の特性のうち彼の方法論にとつて重要な意義をもつのは七番目のものだと考えられる。ここで彼は、いわば「方法的直覚主義」をとるが、この立場は主著においても堅持されている。方法的直覚主義を求めるといふ努力を放棄する傾向をもつていたことに対して、彼の「直覚主義」はあくまで所与の原則の意識的適用ということを批判するための

ものであったからである。決定手続の目標が正当な原則の発見であるのに、その前段階において既成の原則の意識的適用ということを判断の特性に加えてしまうことは、循環論法以外の何物でもない。判断を選び出す段階では原則はまだ直覚されるだけに留まっている、というのである。<sup>(4)</sup>

さて決定手続の第二段階は、第一段階で選ばれた諸判断の全領域についての満足できるエクスペリエーションを見出し、それを原則として定式化することである。この試みは「有能な判定者の熟慮に基づく判断の中にある不変的要素を取り出そうとする試み」(102: 289) と言い換えられている。もちろん判断のエクスペリエーションという表現は、明らかにカルナップの影響を受けている。カルナップは「日常生活や科学的ないし論理的発展の前段階において使用される曖昧な概念や十分正確でない概念を、より正確にする仕事、あるいはむしろそれを新しく構成したより正確な概念によって置きかえる仕事」のことを、エクスペリエーション(普通は解明と訳す)を与える作業と呼んだ(129: 78)のであるが、この概念をロールズは倫理学に転用したのである。エクスペリエーションは、倫理的用語の意味の分析とも異なるし、道徳判断を生んだ現実の諸原因についての研究(心理学や社会学)からも区別されるものである上に、日常言語によって定式化された原則という形をとるものでなければならぬ。したがって、このエクスペリエーションは「通常の認識から始めて、この認識の最高原理の確定へと分析的な道をとる」(132: 392) というカントの試み(『道徳形而上学原論』序言)と著しく近似するものとなる(彼のカント主義は後述する)。

次にエクスペリエーションを通じて確定された原則が正当と認められるものであるか否かを判定する基準として、以下の四つを挙げる。(一)その原則が有能な判定者の熟慮に基づく判断についての包括的なエクスペリエーションとなっていること。(二)その原則が自由で自発的な支持をうけていること。(三)実際に存在している道徳上の難問をその原則が解決できること。(四)原則と判断とが矛盾をきたした場合には、判断の方を変更させる能力をその原則が有していること。

三 以上で正当な諸原則を決定する手続の概要は示されたから、残る二節ではその適用が試みられる。まず日常生活において下される道徳上の判断は、人々の道徳的価値、行為の正義、一定の対象や活動の価値、の三つに大別できるとして、彼はここで行為の正義にかかわる判断のエクスペリエーションを通じて、正義の諸原則の七つの定式を提出する。暫定的なものでしかないと断った上で展開された七つの原則の骨子は、以下のようなものである。(一)対立する諸要求は同一の原則により評価されるべし(「法の下の平等」が例に挙げられている)。(二)いかなる要求も最初は充足するに値するとみなさるべし、理由なく否定さるべからず。(三)他の要求の充足を妨げることが合理的に予見されぬ場合は、ある要求を別の要求のために否定すべからず。(四)できる限り多くの要求を充足すべし。(五)利害確保の手段は合理性を有すべし。(六)諸要求はそれ自体の強さに従って順序づけらるべし(一定量の食物を各人の必要性に応じて分配する場合、がこれに当る)。(七)対等な要求は可能な

限り平等に充足されるべし、さもなくば「公平に恣意的な」方法（たとえば、カードを用いた無作為抽出法）で選ばれた要求を充足すべし。——後に「正義の二原則」にまとめられる着想がほぼ出揃っていることに留意されたい。

以上の原則が、有能な道徳上の判定者の熟慮に基づく判断のエクスペリケイションとなっており、更に正当な原則であるための四つのテストを満たすことを、思想・言論の自由という具体例を用いて簡単に説明しておいてから、彼は予想される二つの反論に答えている。最初に「こうした決定手続では決定そのものを正当化しえない」という批判を取り上げる。この批判者は、正当化の手続を先天的総合命題から決定を演繹することのように考えているのであるが、こうした倫理学における「デカルト主義者」（ヘーアの表現〔128〕：39）に対してロールズは、彼らの希望はそもそも論理的に不可能であり、「道徳上の決定や倫理的原則は、信じるという決断や帰納法の諸基準と同じ程度の正当化しか可能でない」ということに満足すべきだ、と答える。次に、道徳律や慣習は時と場所によって異なるものだから、四つの基準を満たす正当な原則なるものは存在しない、という反論に答える。道徳律や慣習の相違ということ、熟慮に基づく判断の中にある不変的要素を表わしているエスケプリケイションの存在ということを決定的に否定するものではない、と彼は書く。曖昧な書き方だが、おそらく彼は、道徳判断（その内容はともかく）は歴史を貫通して営まれているものだから、その基底に不変的なものがないとすればそもそも道徳という言葉が意味のないものになってしまう。

まう——道徳律の相違をいう人も何が道徳律であるかについて一定の了解をもっているはずだ——と、いいたいのであろう。ロールズの答えが倫理学における相対主義を克服しようとするものであるかどうかについては疑問が残るが、「不変的要素」の存在を主張する彼が、決して道徳的慣習の歴史を無視しようとするものでないこと、このことは注意しておく必要がある。この姿勢は彼の次の作品に明らかであって、そこで彼は一人の「伝統主義者」として現われてくることになる。

## 第二節 伝統の発掘

一 彼の二番目の作品は、トゥールミン『倫理学における理性の位置』（一九五〇年）〔146〕の書評である。これは短いものであるが、彼の功利主義への関心が初めて示されている点で見落とすことはできない。

事実について正しい推論リソニングと誤った推論とが区別され、この区別に基づいて科学が営まれるのと同様に、道徳に関する妥当な理由づけと妥当でないものとの区別が存在し、倫理学はまずこの区別を説明しなければならぬ、というトゥールミンの主張に対して、ロールズはほぼ賛成だという〔3〕：573。だがトゥールミンの書が「倫理学理論の問題を規範的なレベルからメタ倫理的レベルへと移したことの、最終の論理的帰結」〔127〕：164とされるものである以上、ロールズは彼の理論を全面的に受け容れるわけではない。批判は大きくいって二つの問題をめぐって展開されている。一つは伝統の問題で、もう一つは功利主義の問題である。

二 伝統について。それはトールミンがムア以降の現代倫理学の不毛さから自らのアプローチを区別したいと願う余り、ムア、スチーブソン、エイヤーらを「伝統的接近法」(the traditional approaches)と名づけて批判を加えた点に対してなされている。彼はいう。この三人を伝統的な道徳哲学者の模範とするのは誤りであり、彼らより以前の道徳<sup>モラル</sup>学者たちが何を語らねばならなかったのか、ということ私たちに忘れさせてしまうものだ。このことは決して望ましいことではない。なぜなら、倫理(morals)は物理(physics)と違って天才が発見する事柄ではなく、たくさんの明白な事物に気を配りながらそれらを同時に、理にかなった考量(reasonable balance)にかけるという事柄であるからだ。「ある時代が過去の道徳的経験から自分を切り離すことは、ある人間が仲間の道徳的経験から自分を切断することと同じく悲惨なことである。」(30)……と——今世紀のメタ倫理学は倫理学の伝統からの逸脱に他ならず、自然主義的誤謬の告発というスローガンのもとに遂行された華々しい活動は実は倫理学の自殺行為ではなかったのか。もちろんロールズはここまででは言っていない。しかし功利主義が提起した問題を真剣に問い続け、ついにその克服の途を社会契約説に見出す、という彼の歩みは、現代倫理学と伝統とを再び結びつけようとするモチーフで貫かれているのは明らかである。処女作を注も引用も設けず自前の論理で書きぬいたロールズは、過去の道徳的経験からの断絶を「悲惨なこと」(disastrous)と考える、語の真の意味での「伝統主義者」なのであった。

三 功利主義について。これはトールミンが六つに分けた道徳的理由づけのタイプのうちの一つ(社会的な諸慣<sup>プラクティス</sup>行の正当さをめぐる理由づけ)から生じる。トールミンは今ある慣行が問題となっている場合、解答は(一)慣行を保持するとき、と(二)それを変更するとき、との二つの可能な結果(consequences)を比較することで求められる、と主張する〔(40):149-50〕。すなわち、提起された変更の結果が現在の困窮を回避するものであることが正しく推論できれば、この変更を実施する正当な理由が存在することになる、というのである。これはある行為が生み出す社会的な結果の善悪を判断の基準におく点で、一種の功利主義とみなされる。ところがロールズにとって主要な問題は、「社会の諸慣行の価値に関する推論に含まれている原則は、唯一つ、「功利の原理」しかないのかどうか」というものである。ベンサムのもととされる「誰でも一人として数え誰も一人以上に数えてはならぬ」という金言〔(135):257〕や、シジウィックの「慈愛の原理」〔(138):384〕をここで想起するならば、功利主義者であっても次のことを認めてくれるのではなからうか。結果を考量する原理だけでは社会の諸慣行の正しさを判定しうるものではない、と。であるのにトールミンは、漠然と「結果に訴えること」しか提出していない。——以上がロールズの批判の第二点である。

四 社会の慣行そのものの正義をめぐる規範的な問題にぶつかったとき、この問いに対して一つの明確な原理を提出した功利主義をどう評価するかが、ロールズ、トールミンの意見の分岐点となった。後者は素



朴な形の功利主義（結果説）を踏襲するが、前者は功利の原理以外、ものを要請するのである。功利主義者自身が単純な結果説を採るものではない、と考えたロールズにとって、彼らの実像に迫ることが重要な課題となった。

ところでトウルミンの書を「ケンブリッジ・オックスフォードで現在実践されている種類の、分析という観点から倫理学を考察した最初の本」〔3〕：572〕として紹介したロールズは、書評発表の翌五二年から一年間フルブライト研究員としてオックスフォードに留学し、日常言語分析の運動をまのあたりに目撃することとなった。ウイトゲンシュタインの『哲学探究』は帰国後出版されたものだが、彼の思想を武器として功利主義の解明を試みたのが「二つのルール概念」〔五五年〕という論文である。

### 第三節 実践の発見——後期ウイトゲンシュタインとロールズ

一 この作品は、一九五三年のアームソンの論文「J・S・ミルの道徳哲学の解釈」〔1953〕を発端として始まった「現代功利主義論争」〔行為功利主義か規則功利主義か〕に二石を投じたものであり、ロールズの名前を一躍高からしめた力作である。この論争の核心は、功利の原理（最大多数の最大幸福の原理）は「個々の行動」(particular actions)に直接適用できるものなのか、行動の集合としての「規則」に適用されるものなのか、という点にあった。すなわち「行為功利主義とは、ある行動の正邪はその行動自体がもたらす善悪の結果によって判定されるべきだ、

という見解である。規則功利主義とは、ある行動の正邪は規則——同様な状況の下ではすべての人がその行動をとるべきである、という規則——が生み出す善悪の結果に基づいて判定されるべきだ、という見解をいう」〔139〕：97〕。詳しい検討は小泉〔83〕、泉谷〔66〕、両氏の論文に譲るが、この論争の成果は、一九世紀の功利主義を快樂追求の個人道徳と考えてその欠陥（自然主義的誤謬！）をメタ倫理学を用いて裁くことから、その規範倫理学（社会道徳としての）上の意義を評価することへと論点を移したことであって、この論争を踏み台として規範倫理学の復権が開始されたものといえよう。

だが論争はルールという言葉の多義性から生じたとも考えられる。つまり、ゲームのルールや法の支配といった罰則を伴った厳密なルールもあれば、しきたりや“rule of thumb”といわれるような経験からえた大ざっぱなやり方もルールと呼ばれているのである。ここにルールという概念そのものを明確にしようとするロールズが登場した。彼が提起したプラクティスの概念は、この論争をミル解釈という狭い土俵から連れ出して、刑法制度や個人間の約束というような広い文脈においてルールをとらえることを促すものであった。<sup>(5)</sup>

二 この論文の主題は「ある実践 (practice) を正当化すること、その実践に含まれる個々の行動 (particular action) を正当化することとの区別の重要性を指摘する」ことであり、そのため、功利主義に対する常套的な非難——功利主義には社会全体にとって有益ならば無実の人ま

で処罰する危険性がある、というものと、それによっては約束を守る責務を説明できない、というもの——からそれを弁護し、ルールについての二つの考え方 (conception) を吟味することである。(功利主義の擁護そのものが目標ではないことに注意されたい。)

彼は行為功利主義者が陥っているルールについての考え方を「要約的見方」(summary view) と名づけ、これをとる限り義務論者 (D・ロス) による功利主義批判 (133: 164) を斥けることはできないと考える。要約的見方においては、個々の事例に対して功利主義を直接に適用した結果得られた過去の諸決定の要約としてルールが描かれている。よって個々の事例について下される諸決定がルールよりも論理的に先行することになる。たとえば「約束を守るべし」というルールにこの見方を適用してみると、以前いろいろな約束を履行した場合に有利な結果が生じたからこれがルールになったものだ、と説明される。これは「経験則」としてルールを解するものであって例外を許容する (不利な結果が生まれそうな場合はそれを破ってもよい) ものであるから、ロスのように約束遵守の責務を説明することはできない。

これに対して実践を定義するものとしてルールをとらえるのが「実践的考え方」(practice conception) である。これによれば、ルールは個々の事例に功利原理を直接適用している諸個人の決定から一般化されたものでなく、ルールが個々の事例よりも論理的に先行しているとされる。たとえば約束とは一つの実践であるから、一旦それに参与し約束者としての職務 (office) を引きうけたならば、彼は功利主義原理に従って行

動する権利を放棄し「約束を守るべし」というルールそのものを原則としなければならぬ。ただし約束という実践自体は功利主義原理に照らして正当化されるから、約束者となる以前ならば約束の効用は問題にできる。この考え方をとれば、義務論者の反論を斥けることが可能となるのである。

さて本論文のキーワードである「実践」とは、諸々のゲームや儀礼、裁判や議会といった「諸ルールの体系によって定められる何らかの活動形式 (form of activity)」だとされているが、これはトゥールミンおよび後期ウィトゲンシュタインから着想をえていると思われる。前者においては「慣行」という狭い意味しかないが、後者においては「言語ゲーム」「生活形式」のような用語と結びついてかなり広い意味を担わされている単語である。筆者は後期ウィトゲンシュタインとの出会いがロールズに与えた影響は決定的なものがある<sup>(6)</sup>と考えるので、まずウィトゲンシュタインの『哲学探究』から関連箇所を引用しておきたい。(ロールズの用いたアンスコム<sup>(7)</sup>の英訳に従う。)

「そしてそれゆえに規則に従うVということとは一つの実践 (practice) である。そして人が規則に従っていると考えることは、規則に従うことではない。だから規則にA私的にV従うことは不可能である。さもなければ、規則に従っていると考えることがそれに従っていることと同じことになってしまおうであろうから。」(142: §202)

『チェスのゲームをしよう』という表現の意味とそのゲームの規則全部との間の結合はどこでなされるのか。——そう、ゲームの規則の表

の中で、チェスを教えることの中で、ゲームをするという日々の実践 (day-to-day practice) にあつて。」〔(142) : §197〕

〔(142) : §567〕

「言語ゲーム<sup>1、2</sup>というこぼを使うのは、ここでは言語を話すということがある活動 (activity) ないしある生活形式 (form of life) の一部である、という事実をはっきりさせるためである。」〔(142) : §23〕

ウィトゲンシュタインが言語を「言語ゲーム」という「生活形式」の

中でとらえたように、ロールズは規則を「実践」という「活動形式」において考えた。前者の言語ゲームということが、『トラクタートゥス』の主旨が論理実証主義の運動の中で誤解されていたことを認めそれを訂正する作業を通じて獲得されたものである〔cf. (142) : preface〕ように、後者の「規則の実践的考え方」は、要約的見方——これは、個々人が規則に個人的に✓従うものであるかのように考えてしまう——に対する批判を通じて発見されたものである。ロールズは「実践」の観念をとらえそこなう要約的見方が、「哲学の思弁に耽る」(doing philosophy) とときに生じやすいものだと何度となく主張しているが、この表現もウィトゲンシュタインが自己批判をこめた警告として用いたものである〔(142) : §11, 52, 81, 131, 194〕。最後にロールズの「実践的考え方」とほぼ一致する記述を『哲学探究』から引いておこう。

「しかし結局のところ、ゲームは諸規則によって定義されている (defined) はずである！ だからチェスのゲームに先立って (before a game of chess) 王将が抽せんに使われるべきであることを、ゲームの規則が命じるとすれば、それはゲームの本質的な一部分なのである。」

三 こうして従来の功利主義擁護者も批判者も共に陥っていた見方を剔出して、ルール別の考え方を提示した彼は、この考え方があてはまる刑罰や約束行為の場合には功利主義が弁護できるものであることを主張するが、その際に彼は重大な留保をつけている。

「私が古典的功利主義者と呼ぶ人々〔ホッブズ、ヒューム、ベンサム、J・S・ミル、シジウィック〕が社会的諸制度に大きな関心をもっていたことを想起することが重要である。……歴史的に見れば功利主義は一つの整合的な社会観を伴っており、単なる倫理学理論でもなければましてや現代的意味での哲学的分析の試みでもない。功利主義の原理は社会的諸制度 (諸々の実践) を判定するための基準として、また改革を主張するための根拠として全く自然に考えられ、用いられたのである。したがって古典的功利主義をどの程度修正することが必要であるか、という点は明白ではない。」〔(4) : §3 note〕

ここで制度を実践と等置していることも興味深いが、古典的功利主義の社会観を重視し、それはメタ倫理的な分析とはレベルが異なると主張している点が、注目される。前の書評で功利原理以外のものを要請した彼は、この論文で「単なる社会の最大利益ではなく、何人の権利も侵害してはならない、という制限付きの社会の最大利益」を功利主義の「修正された基準」として提出する〔(4) : §1〕が、問題は功利主義者自身がこの基準を認めていたかどうかである。更に、ルールの実践的な考

え方こそ功利主義にふさわしいのに——彼が長大な注で指摘した(S3 note)ように——功利主義者が要約的見方に流れていったのはどうしてか、という難問が残っている。この理由は「明らかに非常に根深いもので、それを論じるためにはもう一つの論文が必要であろう」と彼は結ぶ。このもう一つの論文で彼は、功利主義に内在する欠陥を明確に剔抉することになる。——それは「実践」の一つの徳性(virtue)である正義をどうとらえるか、という問題をめぐって展開されたのである。

## 第二章 公正としての正義

### 第一節 功利主義をこえて——社会契約説の再構成

一 「公正としての正義」(Justice as Fairness)はロールズ正義理論の根本理念を示しており、ここで提起された理念を緻密にし発表後のさまざまな批判に答えるために書かれたものが、主著『正義論』であるといっても過言ではない。この論文は、最初五七年一二月のアメリカ哲学会東部支部のシンポジウムで発表されたもので、要旨はそれに対するホルのコメント(「公正としての正義——社会契約の現代的解釈」と共に、『The Journal of Philosophy』の一〇月号(五四卷・二二号)に掲載された。四節に分れていたこの発表要旨を八節に改め、大幅な増補修正——第四、八節は新たに加えられた——を施して発表されたのが、『The Philosophical Review』の第六七巻第二号(一九五八年四月刊)の同名論文であり、「公正としての正義」というときはもっぱらこちらを指すこととなっている。またこの論文はさまざまな論文集に再録されたが、

『哲学・政治・社会』第二集(Philosophy, Politics and Society, Second Series, edited by P. Laslett and W. G. Runciman, Basil Blackwell, 1962)に収められるにあたり、第三節の最終段落に訂正がなされている。いずれにせよロールズの前期の思索の集約点をなす作品であるから、節ごとに且念な検討を加えていきたい。

二 第一節。正義と公正との概念は同じもののように思われるかも知れないが、正義の基本をなす理念が公正なのである。正義のこの側面こそ古典的形態の功利主義では説明できぬものであり、社会契約説によって表現されている。——これが論文の主題であるが、論述の手順として(一)二つの原則を述べてそれを解説し、(二)この原則が生じる状況と条件を考察すること、以上二つを踏まえて正義についての特定の考え方を展開していく、という。もちろんこの手順は、処女作の「決定手続」の逆方向(つまり正当化手続)をとることである。次に論述の限定として(一)正義を社会制度つまり実践プラクティスの一つの徳性としてのみ考える、(二)正義の通常の意味(恣意的差別の除去、競合する諸要求間の適正な釣り合いの確立)に注意を向ける、(三)以下の二原則を正義の諸原則そのもの(the principles)であると考えする必要はない——の三点を挙げる。(一)は前作での主張を受けついでものであるが、(二)(三)はウィトゲンシュタインの影響が(特に(三)ではっきりと)見られる。彼はこう書いている。

「さしあたって、それらの原則が正義の概念と通常結びつけられている一群の諸原則(a family of principles)を代表している」というこ

とで十分である。この一群の諸原則が互いに似かよっている (the principles of this family resemble one another) あり方は、以下の議論全体によって明らかになるであろう。」

用語からしても、この主張はウィトゲンシュタインの「家族的類似性」(family resemblance) [(142): §67] を踏襲したものである。彼が言語の本質や共通項を述べることを断念して、「重なり合い交差し合う類似性の複雑な網」を見た [(142): §65—66] ように、ロールズも正義の原則そのものを展開しようとせず、正義の通常の意味に着目してその内から一群の原則をとり出してこよう、というのである。

第二節。彼のとる正義の考え方は、以下の二原則で述べられている。

(一) 実践に参加するかもしくはそれによって影響を受ける各人は、すべての人々の同等な自由と相容れる限り、最も広範な自由に対する平等な権利を有する。

(二) 諸々の不平等は、それらがすべての人々の利益になるであろうと期待するのが合理的でない限り、また不平等を伴っていたり不平等の原因となりうる諸々の地位や職務がすべての人々に開かれていない限り、恣意的である。

(一) は平等な自由の原則と呼ばれ、カントやミルの自由主義者の著作に見られるし、最近では H・L・A・ハートが論文「自然権なるものは存在するか」(五五年) [(130)] で主張したもので、目新しいものではない。彼が功利主義に対する主要な修正として掲げるのが第二原則であり、注において前作「二つのルール概念」が規則功利主義擁護の論文だと解

された (マクロスキー [(134)]) ことに対して弁明を加えている。すなわち、功利主義の原理の適用範囲を実践に限定するだけで、それを道徳の一般理論として完全に擁護しうる、という立場を自分は採らないと言明するのである。

第三節。原則の提出に続いて、それが生じる状況と条件とが考察される。これは、諸原則をアプリアリな理性の原理から演繹しようとしたり、直覚による正当化を図ろうとする企てから区別するため、原則の「推測的説明」(conjectural account) —— 後の論文でいう「分析的解釈」(analytic construction) —— と名づけられているが、その骨組は処女作の「決定手続」に従ったものである。つまり、そこでは原則を決定する第一段階として「有能な道徳上の判定者の下す、熟慮に基づく道徳判断」を選び出すことが述べられたが、ここではまず契約「当事者たち」(Parties) の性格と状況が、正義の問題が生じ正義の原則が要請される典型的状況を反映するために規定される。これによれば、(一) 実践のシステムがすでに十分に確立されている (well-established) 社会において、(二) 人々が相互に「自己の利益を追求しており」(self-interested)<sup>(8)</sup>、(三) 人々は「合理的」(rational) —— 自分の利害をほぼ正確に知っており、決定された行動方針を堅持しうるし、他人の状態との格差を知っただけでは不満を抱かない、という意味 —— であり、(四) ほぼ同様なし補完的な必要や利害を有しているから実り多い「協働」(co-operation) が可能となっている、とされる。さて第二段階の手続が選ばれた判断のエクスピリケーションであったように、ここでは、当事者たちが三つの了解事項の下に、実践

そのものについて判定する基準となるべき諸原則を提案し承認する手続を考える。その了解とは、(一)提案された諸原則が承認されれば他の人々の実践に対する不満もこの原則に照らして審査されることになる、(二)不満がどのように審査されるべきかについては全員の見解の一致が必要である、(三)一旦承認された原則は将来も拘束力をもつ、との三点であるから、人々は現在の自分にだけ都合のよい原則ではなく、一般的な種類の原則を提案せざるをえないことになる。とすれば、先に挙げた二原則が承認されることは自然な(natural)ことであろう。なぜなら、自分だけ特別の利益を得る方法は全く残されていないから出発点の原則(initial principle)として平等を承認するのが理にかなうし、不平等が発生したとしてもそれは自分の利益になりしたがって共通の利益とならねばならない、と彼らは主張するであろうからである。(この節の最後の段落は、以上の推測的説明は二原則の「証明(Proof)」を意図していない、という方法論上のコメントであるが、ホルルの批判もここに向けられた(43) : 664-665) ので後の加筆で「定理(theorem)」を<sup>エスタブリッシュ</sup>確認する試みという表現が用いられた。これにもウルフの批判(59)が加えられている。

第四節。以上の説明の意図は、正義の問題を準備する(set the stage)人々相互の諸関係、正義の考え方のなかに組み入れる、ということに他ならない。(準備 stage-setting という表現は前作の最終節で二度使われたものだが、これもウィトゲンシュタインの用語(142) : §257)である。)それは人間の動機づけに関する一般理論を含んでいない点において「ゲームの理論」とは異なっているし、一定の実践ではなく実践を評価す

る諸基準に同意するものである点で「社会契約説」を修正したものである。この説明(ここでは「仮説的説明」hypothetical account と呼ばれる)は架空のものではなく、どんな社会においても人々が自分たちの制度について省察をめぐらす際に実際用いられている議論である、と考えられるから、社会契約説の虚構性に対する反論も斥けられることになる。ところでロールズは、ゲーム理論に関する注の中で、プレスウェイットの『道徳哲学者の道具としてのゲーム理論』(122)を批判している。彼の試みは、特定の事例から直接出発し当事者たちの選好や相対的地位を所与のものとして受け入れた上でゲーム理論を倫理学に対して機械的に適用している限りにおいて、公正という道徳的概念を分析することはできない。前述の正義の二原則を、最高度の「ゲーム」の「解」と見ることもできようが、この「ゲーム」が特殊な種類のものであるという事実を忘れてはならないのである、と。

第五節。ロールズにとって正義とは「一つの原初的な道徳的観念」(a primitive moral notion)である。(このプリミティブという単語の含みは、やはりウィトゲンシュタインのもの(142) : §2, 5, 7, 146)に等しい。)公正の概念を正義にとって基礎的とするものは、互いに他人に対していかなる権威ももたない自由な人々によって諸原則が相互承認される可能性(the possibility of mutual acknowledgment)がある、という考えであって、この「相互承認」が可能である場合にのみ人々の共同の実践の中に「真の共同性」(true community)が存在しうる。次にハートの前掲論文(130)によりつつ、フェアプレイの義務——ある実践

の参加者たちがそのルールを公正であると受け入れるならば、常に互いにその実践に従って行動しなければならない——を考察し、この義務を承認することは、他人を自分と同じような利害や感情をもった人格として認めているかどうかを識別する基準 (criterion) の必須部分だという。(彼は注で、この基準という語はウイトゲンシュタインが用いた意味で使うと述べている。)

第六・七節。この二節では、古典的功利主義および厚生経済学における正義のとらえ方が「公正としての正義」と比較されている。彼の功利主義に対する闘争開始宣言とも読める箇所である。まず功利主義の基礎にある考え方として、(一)正義を高度の行政上の決定 (executive decision) に同化すること、(二)諸個人を孤立したものと考えること、(三)欲求の充足は、人々の道徳上の関係やそれに基く権利要求とは無関係に価値を有する——の三点を挙げる。(三)について注では、序数的効用に切りかえた最近の厚生経済学者——リトルやアロー——も、「個人の選好はそれ自体で価値をもっていると仮定している」点で功利主義者と何ら変らない、指摘している。(これに対してロールズは、社会的決定には「管理的な性質」(administrative nature) がつきまとうことを認めながらも、正義の二原則の基礎の解釈としては古典的功利主義は誤っている、と主張する。その誤謬は、「奴隷所有者の利益が奴隷の不利益や社会全体の不利益を上まわるものでないから、奴隷制は不正である」とする議論を、功利主義が容認する点にある。功利主義者が奴隷制を是認したという事実はない(むしろミルは奴隷制撤廃論者であった)けれども、彼

らが正義を効率 (efficiency) から導き出されたものと考え、利益と不利益との比較衡量を問題としている限りは、奴隷制が、ねに不正だという事実を説明できない。反対に、社会契約説こそ、適切に解されれば正義の概念の必須部分(つまり公正)を表現してくれるものなのである。

第八節。結論として二点が述べられている。(一)功利主義の原理に対する根本的な修正(第二原則のこと)は一見小さなものであるようだが、その背後に全く異なった正義の考え方(公正としての正義)を有している。(二)以上の正義の概念分析は、有能な人々が熟慮と反省に基づいて下した諸判断に含まれている諸原則を表現している限りにおいて、成功しているであろう。また道徳上の諸々の考えの発展やそれらの間の相違の研究よりも、もっと確実な (sound) ものはその研究が依拠せざるをえない基本的な道徳的概念の分析である。

(二)は処女作の主張の反復であるようだが、この間に彼の伝統への復帰があり、一九世紀の功利主義をこえて一七・一八世紀の社会契約説の再構成が試みられたこと、を忘れてはならない。思想史の研究を着実に続けながら彼がとり出してきた「公正」という概念は、現代の諸問題に対しても驚くほどの切れ味を示す武器となった。ピアジェの心理学を援用して「正義感覚」の理論を展開し、アリストテレスやルソーをひきながら「憲法」を論じ、「経済学批判」にとり組んだ中期のロールズ(六〇年代)の作品を簡単に追ってみよう。(なお、一九五三年から五九年までコーネル大学助教授を勤めた彼は、六〇年より二年間のマサチューセッツ工科大学教授の職を経て六二年よりハーヴァード大学教授を任じられ

現在に至っている。)

## 第二節 経済学批判へ——分配的正義の復権

一 「憲法上の自由と正義の概念」(一九六三年)。これはアメリカ政治・法哲学会年報『ノモス』第六集に発表されたもので、立憲民主制下の憲法(彼によれば、最高次の実定的ルールの体系)上の諸自由——個人の自由、良心・思想の自由、政治的自由、移転の自由、機会の平等——が、平等な自由に他ならないことを基礎づけるものこそ「公正としての正義」であり「社会的効用の概念」ではない、ということを主張している。この論文において初めて「原初状態」(original position)という語が用いられたこと、および正義の問題の最も重要な主題(subject)を「社会体系の基本構造」(the fundamental structure of the social system)に絞ったことが、主著とのつながりにおいて注目されるが、この論文の核心は次のような功利主義批判にある。

「正義が人々の複数性(plurality)を基本的なことと考え、他方、社会的効用の観念はそう考えないという理由から、正義の概念と社会的効用の概念とは区別される。後者は何らかの一つのものを最大化することを求め、効用が人々の間でいかに分配されるかについては、それがこの一つのもの自身に影響を及ぼさない限りは無関心である。効用の考え方は一個人にとつての合理的選択の原理を、複数の人々が存在する事例にまで拡張するものである。」(77:124)

正義概念の意味は、恣意的差別の除去(elimination)と人々の諸要求

間の適正なバランスの確立(establishment)との二つだ、と考えるロールズにとつて、「人々の複数性」を重視することは、多様な要求をもった人々の関係から出発すること、およびその各人を平等な主権者として扱うこと、に他ならなかった。最後に彼は、アリストテレスの『政治学』(第一巻、第二章)をひいて、「公正としての正義の相互了解への参加が、一つの立憲民主制を作り出す」と書いたが、この相互了解を道徳心理学から論じたのが次の論文である。

二 「正義感覚」(一九六三年)。道徳的人格の基本的側面とされる「正義感覚の能力」についてルソーの『エミール』での主張(第四編)を手がかりに正義論の枠内で論じたこの作品は、「憲法」論文と同じ年に『The Philosophical Review』に発表されたものである。後年彼はこの論文を「道徳心理学の基礎論」(23:12)にあたる、と位置づけており、主著においても「正義の理論は、モラル・センチメントの理論であり、これはわれわれの道徳上の能力つまりもっと明確にいえばわれわれの正義感覚を支配している諸原則を説明するものだ」(15:51)とあるように、ロールズは正義感覚というものを客観的な正義概念に主観の側で対応するもの、と考えている(48:297)。論文前半でピアジェの『子供の道徳的判断』を使いながら、正義感覚がわれわれの原初的な自然的態度から生じてくる発達段階が罪責感情の三段階(権威の罪、協同の罪、原則の罪)として記述されているが、この「心理学的解釈」は、原初状態から正義の二原則が採択されていくという「分析的解釈」を、発達



心理学的に書きかえたものなのである。ついで彼は正義感覚のような道徳感情の概念分析にかかわる難問——道徳感情を表わす言語表現、行動上の徴候、それに伴う身体的感覚とは何かという問いから、道徳感情の自然的基礎の問題にいたる——を、注で明記されているようにウィトゲンシュタインの『哲学探究』によりながら考察する。最後に「公正としての正義」の考え方と、共同性の感覚を欠如している古典的功利主義および貴族主義的倫理とが対比されている。社会契約説の「分析的解釈」という思想史の読み破りにとどまらず、発達心理学を用いて道徳の発生的、アスペクトから「公正」を基礎づけようとするロールズの試みは高く評価されてよい。<sup>(9)</sup>

三 「法律上の責務とフェア・プレイの義務」。一九六三年度のニューヨーク大学哲学シンポジウムの共通テーマは「法と哲学」であり、これは三つの部会（法と倫理、自然法、司法上の推論）に分れて催された。この第一部会の発題者をつとめたロールズは、「遵法の責務の道徳的根拠」を論じ、「法に従うべしというわれわれの道徳的責務は、フェアプレイという一応の (*prima facie*) の義務の特例である」ことを主張した。後に彼自ら「説明上の難点と過度の縮約」があることを認め、主著でもこの点を自己批判しているけれども、発表当時は大きな反響（ほとんどが批判的だが）を呼んだ作品である。ロールズに続く二つの発表と八つのコメントが、彼の主旨をどう解しどう批判しているか、という点も興味深い。このシンポジウムを本にまとめたS・フックが認めるように、第

一部会の主題設定そのものが「我国における市民的不服従の大衆運動の出現」によって促されたものである (*(S) : (M)*) ことの方を強調しておきたい。ロールズは、この発表の反省をふまえて六六年九月のアメリカ政治学会大会では「市民的不服従の正当化」を報告した。以上二つの発表はかなりの修正・加筆がなされて主著第二部の最終章「義務と責務」を構成している。

四 「分配における正義」。中期ロールズの代表作ともいえるこの論文は、イギリスで出版された論集『哲学・政治・社会』第三集（一九六七年）に発表された。

八節に分れており、第一節の序では功利主義的な正義観に代わるものとして社会契約説を再評価する、という「公正」論文の主題が繰り返されている。（ただし原初状態において「誰も社会における自分の地位を知らず、才能や能力の分配がどうなされているかもわからない」という「不知のヴェール」 *a veil of ignorance* の着想が加えられている。）

本論は第二、四節、五、七節、八節の三部に分けられるが、これは主著の全三部構成とほぼ対応するものである。まず第一部では、第二原則の前半部分を「不平等がそれぞれの社会的地位の代表的個人 (*the representative man*) の利益になるべきである」と言い換えた上で、この原則の可能な解釈が三つ提出される。一つは、ある歴史的ないし仮説的な基準（自然状態とか現行の制度が崩壊した後の状況）との比較によって、すべての人々の生活がよくなっていること、と説明するもの（ヒューム）

である。もう一つは「少くとも他の誰か一人をより貧しくすることなしには誰一人をもより豊かにすることはできない場合、その集団の福祉は最適である」と仮定する、「パレートの基準」である。だが「分配における正義」という視点からするとこれらの二つとも満足できる解釈ではない。前者は、たとえ自然状態と比較してすべての人々(奴隷も含めて)が利益を得ている状態があるとしても、ここでは社会的な協働に伴う福祉と負担が不正に分配されていることを批判できないし、後者はいくつかの効率的な分配の集合を示すものにすぎない。したがって第三の解釈をロールズは提出する。それは、制度的不平等をもつシステムによって最も不利な (the least favoured) 立場におかれた人々を代表する個人の期待を、平等な自由および機会均等の要求と両立する形で最大化する、という解釈である。これは、社会生活の出発点にある恣意的なハンディキャップ、すなわち「格差」(difference) をどう扱うかを規定する原則なので、「格差原則」と呼ばれる。

生まれつき恵まれている人々は、恵まれぬ状態にある人々の福利を高めるという条件の下のみ、自分たちの幸運から利益を得ることができ、というこの格差原則を立憲民主制に適用したものが次の五〜七節である。「政府がソーシャル・ミニマムを維持し機会均等を実現するように自由経済を規制していけば、正義の二原則を満足する立憲民主制を編成することが可能となる」という主張は、一見保守的なもののように思われるが、これが「われわれは、一般に、部分的な改革だけを考えることはできない」というラディカリズムと結びついていることに、注目し

なければならぬ。「正当な貯蓄原則」(a just savings principle) や「純粹な手続上の正義」(pure procedural justice) を論じているこの箇所は、いわばロールズによる「経済学批判序説」とも読めるものであって、経済学者に与えたインパクトは大きいものがある。我国では、ロールズをラディカル・エコノミックスの基礎論として紹介する青木昌彦氏の提起〔83〕——これに対して、ロールズは新古典派的思考の真髄を代弁するものに過ぎないという西部邁氏の批判〔108〕: 33 note 4) がある——に始まり、「分配的正義」が「厚生経済学」の重要なテーマになっている〔84〕。

さて最終節では、以上の分配についての考え方が常識的な正義の概念と両立するかどうかを簡単に論じ、「民主制社会のエートスを所与とすれば、最も不利な状況にある人々 (the least advantaged) のもつ観点を選び出し、平等な市民の諸自由と矛盾しない形で、彼らの長期的な見通しを最大化するのが当然のことである」から、格差原則こそ民主制の政治的慣習を合理的に拡張したものに他ならない、と結ばれている。

五 「分配における正義——若干の補遺」。これは、一九六八年一月に口頭発表され同年刊の“*Natural Law Forum*”第一三巻に収められたもので、標題が示すとおり、第二原則の修正を図った前作を補足し、格差原則が支持されるべき理由を述べている。その理由とは、(一)格差原則は、友愛 (fraternity) の概念およびカントの定言命法(目的自体の法式)を合理的に解釈することを可能とする、(二)格差原則は、出生や資質の不

平等の補償を要求する、補償原則 (principle of redress) を考慮に入れている、(三) 格差原則は、相互性 (reciprocity) という正当な基準を備えている、というものである。こうして、自由、平等、友愛の三つの観念を、それぞれ第一原則、第二原則後半 (公正な機会の平等)、第二原則前半 (格差原則) と結びつけることが可能となる。(格差原則を明確にするために、代表的個人の期待を特定する方法として、「基本財」primary goods——合理的な人ならば欲するであろうと推定できるもの、たとえば自由、健康、教養、自尊心——という視点が、本論文で初めて導入されている。)

六 「市民的不服従の正当化」。前述の学会発表に加筆して、論集『市民的不服従』(一九六九年)に収められたのがこの論文である。正当な市民的不服従とは、「多数者の正義感覚に訴えて、異議が申し立てられている措置の再考を促し、反対者たちの確乎たる意見では社会的協働の諸条件が尊重されていないことを警告する、という政治的行為」だとロールズはいう [(13): §17]。そして不服従を正当化する三条件として、(一) 通常の異議申し立てをしているにもかかわらず、相当期間にわたり意図的な不正義の下におかれていること、(二) その不正義が平等な市民の諸自由に対する明白な侵害であること、(三) 同様の場合に同様の異議を申し立てることが一般に行われたとしても、受容可能な結果がもたらされること、の三つを挙げ、更に戦術上の問題として、不服従の権利行使は合理的でなければならない、という条件を加えている [(13): §57]。ここでも「正

義感覚」という能力が重要な役割を果たしているが、彼はこの能力の「否定的な手法」(すでに確立されている不正義を、擁護しえないものとしてしまう働き)を振り所にして、こう書くのである。

「正当な市民的不服従が国内平和を脅かしていると思われるような場合、責任は異議を申し立てている人々にあるのではなく、むしろそうした敵対を正当化している権威や権力の濫用を行っている人々の方にあるのである。」 [(13): §67]

七 「相互性<sup>レシプロシティ</sup>としての正義」(一九七一年)。主著発刊の年に公表されたこの論文は、「公正としての正義」(五八年)を修正したもので、ウルフが六六年の論文の中で言及している [(58): 179 note 1] ことから推測して、執筆は六〇年代初頭とみられる。本文ではいくつかの段落が加えられ、注のつけ方にも変化があるものの、節の構成や内容に異同はない。ただし、正義と公正とが別の概念であって、両者が共有する基本要素 (a fundamental element) が相互性 (reciprocity) の概念なのだという把握に基づいて、標題を変更している。正義が適用される実<sup>プラクティス</sup>践は個人に対してそれに加入するか否かの選択権を与えないもので、公正の対象である実践は個人に選択権があるものだ、とロールズは二者を区別しているが、これはチャップマンの批判 [(34): 168] に答えたものと考えられる。

他の修正としては、第一原則 (平等な自由の原則) の先駆としてカント、ミルに加えてスペンサーとトマス・アクィナスを含めたことが指摘

される。が、最も注目されるのは、カントの社会契約説解釈（『理論と実践に関する俗言』第二部）を評価した注において、次の文章を加えていることである。

「相互性としての正義を分析した全要素は、定言命法の第二法式の主旨を示すものとして言表されている。……私は、カント道徳理論とのこうした結びつき(III)をヒュームや功利主義一般との結びつきに劣らず強調したい。というのは、カントとヒュームとの間の対立は、しばしば想定されるような代物ではない、ということを示しうると考えているからである。」〔(4) : 267 note 27〕

しばしば想定された対立というのは、おそらくカントの厳格主義・形式主義と、ヒュームおよび功利主義者の幸福主義・実質主義という便利な二分法のことであろう。前・中期のロールズの姿勢を考えれば、彼がこういった学説史上の安易な整理に留まりえないのは自明である。功利主義者が道徳哲学者であるばかりか「第一級の社会理論家・経済学者」であった(III) : 263こと、そして哲学者カントが社会契約説の最も高度な理論を提供していること——この二つの「伝統」こそ彼の学問的営為の導きの星なのであった。

倫理学をアカデミズムの中の閉鎖的な一分科から解放する努力は、カントが「啓蒙」といい、ミルが自分たちを「哲学的急進派」と呼んだときに彼らが意図していたもの、と深い所でつながっている。それは倫理学を「人間の学」<sup>モラル・サイエンス</sup>として再構築し、経済学・政治学・法学の基礎論を与

える努力であったともいえよう。『正義論』はこうして完成されたのである。

### 第三章 体系の樹立

#### 第一節 「正義の一理論」とは何か

一 一九七一年、二〇年間の思索の結晶である大作が公刊された。序文によれば、彼は本書の原稿を三回（六四―六五年、六七―六八年、六九―七〇年）書き直したとのことだが、論文の量が要求されるアメリカの学界にあって、数少ない論文しか発表せずひたすら著書の完成に打ち込んだことだけでも注目に値する。

目次とそのままになった論文とを示せば、次のようになる。

#### 第一部 理論

- I. 公正としての正義（同名論文）
- II. 正義の諸原則（「分配における正義——若干の補遺」）
- III. 原初状態（「公正」論文）  
第二部 制度
- IV. 平等な自由（「憲法」論文）
- V. 分配上の取り分（「分配における正義」）
- VI. 義務と責務（「市民的不服従の正当化」）
- 第三部 目的
- VII. 合理性としてのよさ<sup>グッドネス</sup>
- VIII. 正義感覚（同名論文）

## IX. 正義という善<sup>グッド</sup>

第一部では「公正としての正義」の理論的基礎づけが、功利主義・直覚主義への批判を通じて展開されている。第二部は、「正義の二原則」を諸制度（ルールの公共的体系）に適用する。憲法上の自由、分配における正義、政治的な義務の根拠と限界、といった実践的な問題に彼の理論がどう対応するかを示している。第三部は、正義論を善の理論や道徳心理学と結合することで、理論の安定性を論証し、「公正としての正義」と「合理性としての善さ」が一致するものであること、を証明する。

最初に問題となるのは、それぞれ三章に分れている全三部の構成についてであるが、これはおそらくカントの三批判書に対応するものと考えられる。すなわち、「理論」が『純粹理性批判』に、「制度」が『実践理性批判』に、「目的」が『判断力批判』になぞらえられるのである。「ここにもたらされた理論は本質上極めてカント的なものである」[(15): viii] という彼のことばがこの推定を裏付けてくれる。

次に以前の諸論文と主著との関係が問題になるが、これについてはロールズ自らが論文集(6)、(8)、(9)収録)のドイツ語訳“*Gerechtigkeit als Fairness*”(一九七七年)に寄せた序言〔23〕で説明しているから、これを紹介しよう。

両者の連続性については、三点が指摘されている。(一)方法に関して。正義論を道徳哲学の規範的な部門——道徳的諸表象の実質的構造や内実と取り組み、熟慮に基づき道徳判断を規制している諸原則・諸基準の定式化を求めるもの——に属する課題として考察すること。(二)シジウィ

ックの『倫理学の諸方法』[(138)]が契約説およびカントの伝統を無視していることに反対して、この伝統(「公正としての正義」)を合理的な倫理学の方法として展開すること。(三)道徳哲学を社会の根本構造に関する正義の問題から出発させること。

両者の非連続も三点ある。(一)以前の論文では示唆されていただけの概念が、主著で明確にされたこと(たとえば「不知のヴェール」)。(二)「公正」論文の個人主義的な発想(対立する利害を有した利己的諸個人の関係がその基礎にある)は、ルソーやカントのものよりも、ロックやホッブスに近いものであったが、主著第三部(とりわけ第七章)でルソーとカントに基づく「公正としての正義」観を、個人主義的理論のもつ欠陥を免れた広い枠組において展開したこと。(三)方法の変化。「公正」論文「感覚」論文は、道徳的概念の分析が道徳哲学において決定的な役割を果たす、ということを前提としていたけれども、主著では「概念分析」に対して副次的な役割しか与えていない[cf. (15): xij]。

二 こうした点に留意しつつ、『正義論』の主題を四つのテーゼに要約しておこう。(クッフェの試み〔47〕: 13)を修正した。)

- (一) 現行の政治・社会制度のあり方を批判するに際して、根本的な基準となるものは「公正」という意味における「正義」である。
- (二) 正義を公正として解釈することは、英米の規範倫理学において支配的位置を占めてきた功利主義と対決することでもある。
- (三) 功利主義の正義観と「公正としての正義」観との間の論争は、社会

契約説を合理的な社会的選択理論として再構成することによって、後者の優位を論証し、論争に学問的な決着をつけることができる。

(四)倫理学の方法上の目標は、理にかなった諸原則(たとえば正義の諸

原則)と熟慮に基づく道徳上の諸判断との間に、反省的平衡(Reflective equilibrium)を成立させることである。

(一)はロールズのカント解釈に、(二)・(三)は功利主義批判に、(四)は彼の倫理学方法論にかかわるテーゼである。よって第二節以下では『正義論』の問題点をこの三つに分けて考察することとする。筆者の関心および力量の限定からして、『正義論』の論点すべてにわたるものではない——格差原則の社会政策上の含意<sup>インプリケーション</sup>の問題や、マキシミン・ルールの解釈の問題は扱わない——ことを、予めお断りしておきたい。

## 第二節 「公正と」の正義——カント倫理学の手續上の解釈

### 一 ロールズ・ハート・カント

ロールズがカントの名前を挙げたのは「公正」論文からであり、以後のほとんどの論文にカントをひいている。彼のこうしたカントへの接近は何に由来するのであろうか。すでに述べたように、処女作の方法論とカントの『道徳形而上学原論』の行論とは(帰納的と演繹的との違いを別にすれば)実際かなり類似していると考えられるので、彼のカント主義は出発点からのものだ、とすることも可能かも知れない。だが続く「ルール」論文におけるロールズの刑罰理論と、カントのそれとは決定的に異なっている〔(136):168 note 7〕以上、「ルール」論文と「公正」論文

との間には断絶があることは否定できない。「公正」論文におけるロールズのカント解釈は、その三年前に発表され大きな反響を呼んだハートの「自然権」論文〔(136)〕から示唆をうけたもの、と筆者は考えたい。

この論文でハートは、「道徳上の諸権利が存在するとすれば、少なくとも一つの自然権(自由であることが万人平等の権利であること)が存在する」という命題を、日常言語分析の手法を用いて論証するのであるが、その際カントによる「法義務」(Officia iuris)と「徳義務」(Officia virtutis)の区別〔法論〕の序論)をひいて、これを人間的自由の適正な分配を規制する諸原則の領域(道徳上の権利が問題となる領域)とそれ以外の道徳性の領域(道徳上の性質が問題とされる領域)との区別にあたるもの、と解釈する。この解釈の上に立ってハートは、政治的義務を説明する理論という点で、功利主義を批判し反対に社会契約説を評価した。すなわち前者は「責務が存在するのは、不服従の直接的結果が服従のもとらす結果よりも悪いからであり、その場合に限り」と解するのに対して、契約説は遵法の責務は慈愛(benevolence)といった道徳上の性質からではなく社会成員の相互関係から発生するものだという事実を正当にとらえていた、と評価するのである。ロールズが自由な人々による原則の「相互承認」を「公正としての正義」の根本におき、これでもって功利主義を批判したことは、ハートの論文の影響抜きには考えられない。これは論者の認めるところ〔(40):146〕であり、また「公正」論文とハートの『法の概念』における「自然法のミニマムな内容」〔(131):189-195〕との類似も指摘されている〔(30):2 note 2〕。

## 二 「公正としての正義」のカント的解釈

ロールズの「カント的解釈がまとまった形で述べられているのは『正義論』第二部四章四〇節「公正としての正義のカント的解釈」であり、短かいものだが序文にあるように他の四つの節（第三二、三四、三五、三九節）と共に彼の理論の「最良の描写」〔(15) : 25〕を与えてくれる箇所でもあるから、その議論を少し詳しく追ってみたい。

本節でロールズは、平等な自由の原則に基づいている正義観に対してカント的な解釈を加えるのであるが、冒頭で従来のカント解釈のように「カント倫理学における一般性や普遍性の位置を強調することは誤りだ」と断言する。彼自身の解釈は、カント倫理学の中心概念とされる「自律」に基づくものである。「まずカントは、道徳の諸原則は合理的選択の対象である、という考えから出発している」と考えるロールズは、この把握をもとにカント倫理学の前提にあるものをこう説明する。

「目的の王国のためのこの道徳的立法は、人間を自由に平等に理性的な存在者 (free and equal rational beings) として特徴づけるような諸条件の下で、承認されるべきである、という想定がある。原初状態の記述とは、この考え方を解釈しようとする一つの試みといえよう。」〔(15) : 252〕

続いて彼の「カント的解釈」が展開される。

「人は、自由に平等に理性的な存在者である彼の本性を、最もふさわしくかつ可能な限り表出するもの (expression) として自分の行動の諸原則を選ぶときに、自律的に行動している、とカントは考えた。人

がそれに基づいて行動する諸原則とは、彼の社会的地位や生まれつきの才能のゆえに採用されるものでもなければ、彼が生活している特定の社会や彼がたまたま欲する特殊な諸物を考慮して採用されたものでもない。そのような諸原則に基づいて行動することは、他律的に行動することなのである。ところが、不知のヴェールこそ原初状態にある人々から他律的原則を選ぶことを可能とするような知識を奪ってしまふものなのである。」〔(15) : 252〕

「正義の諸原則とは、カントの意味における定言命法でもある。というのは、定言命法ということばでカントは、自由に平等に理性的な存在者である人間の本性に基づいて、人間に妥当している行為の諸原則を理解しているからである。」〔(15) : 253〕

「相互的な没利害<sup>II</sup>無関心 (mutual disinterest) という動機に関する仮説は、カントの自律という観念と一致している。……この仮説は、究極的諸目的の体系を選択する場合の自由を考慮に入れることに等しいのである。」〔(13) : 253-254〕

「われわれは、原初状態というものを、叡智界にある諸々の自己が世界を見るところの観点 (the point of view) であると考えよう。」〔(15) : 255〕

「カントの主要目標は、自由とはわれわれが自分自身に与える法則に従って行為することである、というルソーの思想を、深化させ正当化することにある。そしてこのことがもたらすものは、厳格な命令の道徳性 (a morality of austere command) ではなくて、相互の尊敬と自

敬の倫理 (an ethic of mutual respect and self-esteem) なのである。」

〔(15) : 256〕

以上から彼のカント解釈は次のようにまとめられる。

「今までの議論から、原初状態とは自律と定言命法というカントの考え方の手続上の解釈 (a procedural interpretation) である、と考えるのもよからう。……自律と定言命法という観念は、もはや純粹に超絶的なものでもなく、人間の行為との間に解明可能な関連を欠いているものでもなくなってしまふ。なぜなら、われわれにこうしたつながりをもたせてくれるものこそ原初状態という手続に関する考え方なのであるから。」〔(15) : 256〕

彼のカント解釈のポイントは、(一) カント倫理学を社会契約思想史の頂点において把える、(二) 原初状態の仮説が自律と定言命法の「手続上の解釈」を提供する、の二点にあると思われる。手続とは処女作以来の用語であって、人間の実際の利害状況 (道德上の事実) とある道德原則 (理論) との間のつながりをつけることである。ロールズは定言命法が原則として定立される以前にある利害状況を、「正義が要求される状況」即ち「資源の適度な稀少性と諸要求の競合という制約に等しく直面している他者と共に、人間が世界の中に置かれている状況」として特徴づけている。そうした状況にある当事者たちの「集団としての選択」つまり「契約」が定言命法の実質を形成している、と考えるのが手続上の解釈である。この解釈の意図は、定言命法は形式上の普遍性を要求するだけで実際の内容は功利主義と変わらないというヘアーの解釈〔(129) : 124〕を

批判することにあるが、定言命法に社会正義の原則たる「根源的契約」

〔理論と実践に関する俗言〕(第二部) という実質を込めて読み破るという主張は、カント研究者から様々の論難〔(32), (50), (51), (52)〕を呼びお

こした。彼はその後の論文の中でそうした批判に対して次のように反論している。利害状況と定言命法との間につきることは、カントを特徴づける形式と内容、本体と現象といった二元論を放棄してしまふものだと言われるかも知れないが、この二元論を彼が与えた意味で取り上げるのではなく、それを再解釈し二元論がもつ道德上の説得力を経験論の枠内で再定式すること、このことによってカントの道德理論の構造を明確に把えることができる〔(21) : 98〕と。また別の論文では、カント的な正義論を完成するために「超越論的観念論という理論の背景から理論の構造だけを切り離し、それに原初状態という手続上の解釈を加えることが必要である」と書き、こうした解釈を通じてヘーゲルの社会契約説批判〔『法哲学』第七五、一〇〇、二五八節他〕に対する確乎たる反論が提出できると述べている〔(25) : 66-67〕。

こうしたロールズの解釈は、カント倫理学から社会主義の原理を取り出し定言命法を社会政策論に生かそうとしたH・コーヘン、ルソーとカントに共通するモチーフを福祉国家批判だとしたE・カッシーラー〔『ジャン・ジャック・ルソー問題』らの「新カント派」の延長線上に位置づけられるが、いずれにせよ今後のカント倫理学の研究は、ロールズの問題提起を無視して進めることはできないものと考えられる<sup>(10)</sup>。



### 三 ローレンズ・アロー・カント

ところが彼のカント解釈には先例があった。それは、彼の処女作と同じ年に出版された経済学者の著作である。社会的厚生関数の一般可能性定理を提出して、厚生経済学が暗黙の前提としていた民主的な社会決定（投票制度や市場機構）に内在する困難さを剔抉したこの『社会的選択と個人的評価』（一九五二）において、アローは、社会的選択対象の順序づけ（ordering）に関して個人間に完全な一致があると仮定すれば適当な社会的厚生関数を構成しうる、と述べた上で、この仮定をとる理想主義の政治哲学者（ルソー、カント、T・H・グリーン）に触れている。

「カントの道徳的命法は、ある意味で社会的順序づけというわれわれの概念に対応する。……道徳的命法の内容はその定言的性質から生じる。道徳的ないし定言的命法は、完全な個人間的妥当性（interpersonal validity）をもたねばならないのであり、これこそカントの意志の自律という原則である。……この道徳的命法に合理的に従っている個人から成る集団は、目的の王国——われわれの用語でいえば、満足しうる社会的厚生関数を有する社会——を構成することになる。」（12）：821

ここで「満足しうる社会的厚生関数」といわれるものを、「正義の二原則」におきかえれば、ローレンズのカント解釈とほとんど変わらないものとなる。ところがローレンズがいわば直接法でカント解釈を進めるのに対して、アローのものはあくまで仮定法で書かれたものといえよう。なぜならアローの眼からすれば、道徳的命法が各人にとって同一であると

要求するのは無理であるし、市場機構において問題となるのは道徳的命法ではなく（カントの用語では）実用的命法に過ぎない（12）：86）からである。アローがルソーやカントをもち出したのは、結局のところ「合意の理論を社会倫理学の基礎として受け入れることがひきおこすジレンマ」（12）：87）を指摘するために他ならなかった。彼の意図が、社会全体に関する価値判断の原則（社会的厚生関数のこと）を理にかなった手続によって決定しようという試みの否定にある限り、これはローレンズの処女作での主張と真っ向から対立するものである。更にアローの社会契約説に対する論難が、功利主義者のそれを踏襲していると考えられることもできる。後年アローとローレンズが、功利主義の評価をめぐって水掛け論にも等しい論争を開始する伏線は、実にこの五一年の段階にあったといわなければならない。この論争は次節でとり上げよう。

#### 第二節 功利主義の批判

一 すでに見たようにローレンズは早くから功利主義に関心を抱いていた。トゥールミンの著作への書評において、社会の諸慣行の価値を判定するための原則が功利主義の原理（結果への訴え）だけで足りるのか、という問題を提起した彼は、功利主義の内在的克服を規範倫理学の重要な課題としてとらえたのである。「ルール」論文は一見功利主義弁護の作品のようにだが、功利主義者が「要約的見方」（実践を把握しえない私的なルール解釈）に陥ってしまうのはなぜか、という問いが最後に提出されている。この問いに対する解答は、「公正」論文でまず与えられた。す

なわち、功利主義の基礎には、諸個人は孤立した存在であり彼らの欲求の充足は道徳上の関係とはかかわりなく価値がある、とする考え方があ  
る。この考え方に基づいて、正義を社会的効用関数の極大値を求める立  
法者の行政的決定と同一視してしまう——正義という実践の徳性を要約  
的にとらえる——傾向がそこに生じる、というのである。功利主義に内  
在するこうした要約的な正義観は、次の「憲法」論文において一個人の  
合理的選択の原理を社会的選択の場合にまで拡張する考え方であり、人  
々の複数性を無視してしまうものと批判された。この批判は「補遺」論  
文、更に『正義論』でも繰り返かえされている〔(15)：27〕。

二 『正義論』での功利主義批判（主として第五、六、二七、二八、三〇節）は、それがわれわれの正義感覚に合致しないものを含んでいる——たとえば、個人を社会全体の幸福のための手段としたり、差別を正当化する——という点をめぐって展開されているが、ここで新たに加えられた視点が二つある。第一は（要約的見方という批判を發展させて）それが「単一原理の考え方」（a single-principle conception）〔(15)：41〕だ、というものである。つまり、功利主義者がある社会制度の正邪を判定する場合、最大多数の最大幸福を結果としてもたらすか否かだけを彼らは問題とするのであるが、この単一原理を固執する限り最大幸福がどのように分配されているかという問題は彼らの視野に入っていない。

「社会が内在的価値の総計の最大化ないし諸利害を充足した後の帳尻の最大化を目指しているときは常に、ある人々の自由を否認すること

がこの単一の目的（this single end）の名の下で正当化される、という事態が起こりがちである。」〔(15)：211〕

各人を社会全体の幸福という目的のための手段としてしまう、この「単一」原理が、彼の「二つの」原則（およびその背景となっている人々の「複数性」と根本的に対立するものであることは言うまでもない。

第二は、フランケナの分類〔(156)：1417〕を踏襲して、功利主義を「目的論的理論」（teleological theory）だと考え、「義務論的理論」（deontological theory）である「公正としての正義」と対比させた点にある。ロールズによれば「倫理学の二つの中心概念は、正と善の概念である。……ある倫理学の理論がこの二つの基本観念をどう定義しよう関係づけるかに基づいて、その理論の構造はほぼ決定される。」〔(15)：24〕まず

目的論的理論というのは、「善を正とは独立に定義しておいて、善を最大化するものとして正を定義する」もので、たとえば功利主義において善とは「欲求の充足」に他ならずそれを最大化する行動や制度が正とされている。それゆえ「功利主義においては、いかなる欲求の充足もそれ自体で何らかの価値をもち、何が正しいかを決定する場合にもその価値を考慮に入れねばならない。……社会全体の幸福（social welfare）は、諸個人の欲求が充足されているかどうかのレベルにのみ直接基づいて決定されている。」〔(15)：30〕これに対して「公正としての正義」においては、いかなる欲求の充足が価値をもつかについても「正義の二原則」が限界づけている——たとえば他者の自由を奪うことによつて得られる快楽はそれ自体で不正である——から、正の概念の方が善の概念よりも

優先している〔(15) : 31, 560〕。(彼はこうした「正の優位」こそカント倫理学の主要特徴をなすものだと考える〔(15) : 31 note〕。)

そしてある人にとっての「善」とは「合理的な人生計画を順調に遂行すること」(the successful execution of a rational plan of life)として高々形式的に定義されるものでしかなく〔(15) : 433〕、「諸個人は異なった仕方で各自の善を見出すものであるから、ある人にとって善であっても他の人からすれば善とはいえないようなものが数多くあるかも知れない」〔(15) : 448〕といわれる。人々の複数性を基本とする「公正としての正義」においては「善についての考え方が人々によって様々であるということ自体が、善いこと」〔(15) : 448〕なのである。

こうして「単一原理」で「目的論的」な功利主義に従う限り、「諸個人の複数性や差異を真剣に受けとり、人々の合意の対象であるべきものを正義の基礎として認めることはできない」〔(15) : 29〕という批判が繰りかえされることになる。その根底にあるのは、功利主義と公正としての正義との間に社会のとらえ方のような相違がある、という主張である。すなわち、公正としての正義における「よく整った社会」(a well-ordered society)とは、「公正な始原状態で人々が選ぶであろうような諸原則によって規制されている、相互利益を求める協働組織 (a scheme of cooperation) だとみなされる。他方、功利主義では諸個人の有する欲求の体系が多くあることが所与となっており、公正な観察者がこの多くの体系から一つの欲求の体系をつくり上げる。したがってこの体系を最大限に充足させるために社会的資源を効率よく管理する機関 (the

efficient administration)」、これが功利主義が理想とする社会像である〔(15) : 33〕。

彼の功利主義批判の意義は以下のように総括できよう。(一)倫理学において。正義を「管理」としてではなく「協働」のレベルで問題としたことは、正義を対他的な徳として考察したアリストテレス〔『ニコマコス倫理学』第五巻第一章〕の伝統への復帰を意味する。(二)社会科学(特に経済学)の基礎論において。社会政策や立法活動の目的は社会全体の幸福の極大化にある、という見解は一九世紀以降の経済学・政治学・法学の暗黙の前提を形成していた(福祉国家イデオロギー〔(144)〕)が、この前提を明るみに出してこれに根底的な疑問を投げかけたこと。幸福の分配の問題、あるいはカントのことばを借りれば「幸福に値するか否か」という問題が、幸福の極大化に先立って存在している(正の優位)という主張は、正義とか平等に関する規範的な判断を回避していた社会学者の回心を迫るものであった。

だが、批判は無視ないし非難ではない。彼が功利主義との対決を通じて思想形成を図ってきたことがすでに、それが論ずるに足る相手である(倫理学においてはムア以降無視され続けていたにもかかわらず)ことを認めているに等しい。これを傍観者の眼でとらえれば、ロールズは功利主義者の土俵の上で闘っているに過ぎない、ということもできよう。この意地悪い見方をとった批評がアローの書評である。

### 三 ロールズvsアロー論争。

「序数論的功利主義者のノート」と題されたアローの『正義論』書評

は、一九七三年に発表された。彼はまず、マクシミン・ルール、基本財、不知のヴェールといった概念を検討し、ロールズの立場は結局功利主義と異なるものではないと指摘する。ついでロールズ理論が経済政策上の難問（誘因や貯蓄率の問題）に対して明確な解答を与えていないと批判し、ロールズの著作の基礎にある「正義に関する興味で普遍的な概念が存在する」という仮定に根本的な疑念を提出して、こう結ぶ。

「諸個人が真に個人的である、つまり各人が自律的な目的そのものである限りにおいて、諸個人はお互いにどこか不可解で近づき難い存在となるに相違ない。すべての人々に完全に受け入れられるようなルールはありえない。裁定しえない対立の可能性が必ず存在する、と私には思われる。社会的な意思決定のプロセスにおいてはこうした対立が、論理学というパラドックスのようなものとして現われてくるのである。」〔(29)：263〕

ロールズが「諸個人間の差異、生活や経験の個別性」〔(15)：19〕を重視するといっているにもかかわらず、原初状態における全員一致の合意を想定するのは、安易な解決策に逃げこむことだ、とアローは考えるのである。合理的諸個人の価値を民主的かつ効率的に集計して社会的選択を行うことの不可能性を指摘したアローは、原初状態というロールズのモデルそのものの有効性に疑問をもっている。これはロールズ理論の前提と帰結との「不整合」を主張するものである点で、彼の方法論の根幹にかかわる問題である。最後に方法論を考察してみよう。

### 第三節 ロールズの方法論<sup>(1)</sup>

一 ロールズは序文で方法論上の詳細な議論を避けたと書きながらも、ケアアの批判〔(33)〕に答えるべくクワインの見解を用いて処女作の方法論を一部修正した、と付言している〔(15)：ix, xi〕。つまり分析哲学の枠内で情緒主義を克服しようとした処女作と異なり、道徳理論において意味や分析性の観念は何ら重要な役割は演じない（経験主義の二つのドグマ）からの脱出！）というのである。処女作では「有能な判定者の熟慮に基づく道徳判断」をいわば道徳的事実として確定した上でそれをエクस्पリケイトするものが道徳理論であるとされていた。ある研究者がいうように、そこでは実証主義的科学論の影響をうけた観察（判断）と理論（原則）との尖鋭な二分法が前提となっていたのである〔(3)：158〕。ところが主著ではこの二分法は後退し、熟慮に基づく道徳判断も「正義感覚の行使に都合のよい条件下でなされた判断」〔(15)：4〕として極めて単純に性格づけられており、エクस्पリケイションの役割も消極的なものとなっている。

「真っ当な分析とは満足できる代替物、つまり不明瞭さや混乱を免れつつ要求事項を満たすもの、を提供することだと解されるのがよい。

換言すれば、エクस्पリケイションとは除<sup>エキミネンシヤ</sup>去のことである。――

我々は手放しえない一定の目的に役立つものであるなら、多少その表現に難点があろうとも一つの概念から出発する。エクस्पリケイションとは他と比較して困難の少ない方法を取りながらこうした目的を達成することなのである。」〔(15)：111〕

主著で中心的位置を占める方法概念は「反省的平衡」であり、それは判断と原則との相互調整の過程を通じて得られる理想状態（平衡）であってかつ判断と原則との距離を自覚しつつなされたものであるから反省的とされる〔(15)：207〕。それは原則の厳密な演繹ではなく、様々な代案の中からある原則が選好されることを示すだけである。彼はN・グッドマンをひきつつこの方法は道徳哲学に固有なものではない、と指摘する。科学と倫理の共通性の主張は処女作以来一貫しているけれども、クワイン以降の科学哲学の「転進」〔(143)：141-163〕が彼の方法論の以上のような修正をもたらしたのである。

この修正はヘー、シンガーらのいうように直覚主義、主観主義への後退を意味する〔(45)、(57)〕であろうか。ここで筆者は、ロールズのいう平衡が個人の内面における既成の判断と原則との釣り合いとしてではなく、伝統との対決を含んだ広い文脈で語られていることを重視したい。すなわち彼はある人の判断と全ての可能な原則および関連する哲学理論との平衡を問題にするのだ、と書いて書いている。

「我々にできる最大のことは、道徳哲学の伝統を通じて我々に知られている正義の種々の考え方と、我々が思いつくそれ以外の考え方とを研究し、それから両者を熟慮にかけてみることである。」〔(15)：49〕

道徳哲学の伝統の中からロールズが取り出したのは、功利主義、直覚主義、カント的な契約説（公正としての正義）であった。彼の功利主義批判は既に考察したので、直覚主義批判を簡単にみておこう。

二 前に処女作を方法論的直覚主義と名づけたが、これは主著でも堅持されており正義論を論理と定義の真理にのみ基づかせる（デカルト主義、自然主義）ことは不可能であって、出発点では様々な直覚的アイデアを（カント流に言えば「理性の事実」として）用いざるをえないという。但し個人の直覚に客観性の保証はない〔(45)：19〕から、問題は複数の直覚を判定する公共的な基準を設立することである。しかし直覚主義はそうした基準を認めず、複数の道徳原則が衝突する際には直覚への訴えがその場しのぎの解決を与えることを説く「多元論」にすぎない。ロールズは、こうした多元論が結局「誠の倫理」(virtues of integrity)にのみり込み、形式上の誠実さはいかなる内容も許容してしまう（誠実な専制君主！）ものだと批判する〔(5)：519〕。それに対して、各人の道徳判断の自律性と客観性とを同時に保証するために用いられる方法論的仮設が、原初状態に他ならない〔(15)：513-520〕。

三 アローは原初状態というモデルの有効性に疑問をはさんだ。ロールズの方法論の中核に向けられたこの疑念は、個人主義的な契約説が共同体の諸価値を理解しそれらを実現するための社会的取り決めを選択するのに十分な枠組を提供しうるか否かである。この難問に対して彼は「<sup>(12)</sup>社会連合」という新しい概念を持ち出してくる〔(15)：520-529〕。それは人間の社会性の本質をなすものであって、共通の活動と究極目的の共有——我々は人生におけるパートナーとして他者を必要としており、彼らの成功は各自の善という究極目的にとって必要十分条件となっている

——という特質を有する。またそれはフンボルト、カント、シラー、初期マルクスが考えたような〔15〕: 523 note 4〕各構成員がお互いの長所と個性を享受しあう共同体である。アローは「社会連合」の節を主著の最もブリリアントな箇所と評価する〔29〕: 262〕けれども、この概念はアローのいう社会状態ソシヤル・ステイトの定義内容（各個人の財および労働の総計、各生産資源の総量、集団的活動の諸類型の総計、の記述からなる〔12〕: 11〕から能う限り離れたものであること、また社会連合という生活形式の実例として（おそらくウィトゲンシュタインを念頭において）ゲームが挙げられていること、を強調しておこう。原初状態オリジナル・ポジションとは「合理的諸個人の意図的合意の結果として社会を構成する」ための「極端な仮構」〔108〕: 63〕ではなく、「われわれの本性に根ざした社会性」〔15〕: 584〕（他者との間柄関係イートナシヤン）を根源的に指定するためにとられた視点なのである。これをどう評価するかは現代倫理学にとって避けて通れない課題であること〔cf. (54): 183〕を確認して本論を結ぼうと思う。

#### 註

- (1) 独訳 (*Eine Theorie der Gerechtigkeit*, iust. von H. Vetter, Frankfurt a.M., Suhrkamp Verlag, 1975.)、邦訳（一九七九）の他、朝鮮語訳、スペイン語訳、イタリア語訳があり、仏語、ポルトガル語訳も予定されている〔9〕: 9〕。以下、本文および註での文献挙示は文献表の番号を用いる。〔9〕: 9〕。文獻表としては⑧巻末のものと、網羅的な書誌（二五二二件収録）として⑧がある。
- (3) 初期には、「無批判的熱狂」が中心で、ついでロールズ理論の内的整合性に対する異論が出され、現在はほぼ次の四方向に議論が分れている。(一)彼

の枠組を保持しつつその条件や適用の仕方を修正する、(二)彼の結論を認めただ上でそれを導出するために別の議論を用いる、(三)より共感的なロールズ理解を求める、(四)彼の作品にある政治的イデオロギーを表現している社会的ドキュメントとして評価する〔9〕: xi〕。

- (4) この点を強調しておくことは、翌年のマードロスのロールズ批判〔9〕や最近のヘアーの論文〔9〕が彼を単なる直覚主義者と解していることからしても、重要だと思われる。マードロスは、ロールズの主張を「倫理学における直覚主義復権の試み」と解した上で、彼の手続は循環論法に陥っているという。だがロールズは循環論法を避けるためにこそ直覚を要請しているのである。

- (5) この論文の意義は、功利主義論争への貢献に留まらず、サールの画期的な論文 John R. Searle, "How to Derive 'Ought' from 'Is'" *The Philosophical Review* 73 (1964) に影響を与えることによって、言語と倫理をめぐる問題の解明に重要な視点を提供した。ロールズとサールの関係については、95・96参照。

- (6) ロールズは本論文でウィトゲンシュタインを一度しかひいておらず、続く論文でも言及は僅か二回であり、主著では註と本文に一回ずつ挙げているだけである。しかしこの少なさは逆に影響の深さを暗示している、とは考えられないであろうか。

- (7) これは主著で *well-ordered society* と呼ばれ、具体的な特徴づけもなされていない〔9〕: 5〕。

- (8) ロールズは、この規定に「自分の利益に反しても義務に従う」という態度まで含めようとしており、通常の「利己的」という意味とは異なる注意しているが、主著では(一)、(三)を統一して「相互に利害関心を離れた合理性」(mutually disinterested rationality)と修正している。

- (9) 本論文およびこれに基づいた主著第八章は、発達心理学者 L・コールバーグに大きな影響を与えている。また彼を媒介として、ロールズとハーバース・マスを並べて論じるという興味深い課題が残されている。cf. Kohlberg, L., "The Claim to Moral Adequacy of the Highest Stage of Moral Judgment", in: *The Journal of Philosophy* 70 (1973), 630-646; "Jus-

tics as Reversibility", in: *Philosophy, Politics and Society*, Fifth Series, ed. P. Laslett and J. Fishkin, Oxford, Basil Blackwell, 1979, 257-272.

(10) 極めて不十分なものが、筆者は「カント『宗教論』における社会哲學的なもの」(144)で「カント」ロールズの定言命法解釈を補うものとして「カントの根本強を『福祉国家イデオロギー』批判論として解釈すること」を試みておいた。

(11) ロールズの方法論全般については、Delaney (87) および塩野谷氏の著作 (82, 83, 84, 85) を参照された。この二は処女作との連続・非連続、直覺主義批判、方法論的個人主義からの脱出の三点で絞って考察する。なお「反省的平衡」に関しては、88・89の他、J. L. Mackie, *Ethics*, Penguin Books, 1977, 105-106, R. B. Brandt, *A Theory of the Good and the Right*, Clarendon Press, 1979, 16-23, V. Haksar, *Equality, Liberty and Perfectionism*, Clarendon Press, 1979, 105-31. (この論についており、倫理学方法論争のこの焦点となった)。

(12) 「公正」論文第五節の「真の共同性」という表現が萌芽である。各人が別個の私的目的の達成手段として関係をとり結んだ「私的、社会」の概念と対極である。

#### 文献表

##### I、ロールズの著作 (発表順)

- (1) "A Study in the Grounds of Ethical Knowledge: Considered with Reference to Judgments on the Moral Worth of Character", Ph. D. dissertation, Princeton University, 1950. → *Dissertation Abstracts* 15 (1955), 608-609.
- (2) "Outline of a Decision Procedure for Ethics", in: *The Philosophical Review* 60 (1951), 177-197. [『公正』の正義] 田中成明編訳、木鐸社、一九七九、所収]
- (3) "Review: An Examination of the Place of Reason in Ethics, by Stephen Toulmin", in: *The Philosophical Review* 60 (1951), 572-580.
- (4) "Two Concepts of Rules", in: *The Philosophical Review* 64 (1955),

3-32. [『正義論』所収]

(5) "Justice as Fairness", in: *The Journal of Philosophy* 54 (1957), 653-662.

(6) "Justice as Fairness", in: *The Philosophical Review* 67 (1958), 164-194. [『正義論』所収]

(7) "Constitutional Liberty and the Concept of Justice", in: *Nomos VI: Justice*, ed. Carl J. Friedrich and John W. Chapman, New York, Atherton Press, 1963, 98-125. [『正義論』所収]

(8) "The Sense of Justice", in: *The Philosophical Review* 72 (1963), 281-305. [『正義論』所収]

(9) "Legal Obligation and the Duty of Fair Play", in: *Law and Philosophy*, ed. S. Hook, New York, New York University Press, 1964, 3-18.

(10) "Review: *Social Justice*, ed. Richard B. Brandt", in: *The Philosophical Review* 74 (1965), 406-409.

(11) "Distributive Justice", in: *Philosophy, Politics, and Society*, Third Series, ed. P. Laslett and W. G. Runciman, Oxford, Basil Blackwell, 1967, 58-82. [『正義論』所収]

(12) "Distributive Justice: Some Addenda", in: *Natural Law Forum* 13 (1968), 51-71. [『正義論』所収]

(13) "The Justification of Civil Disobedience", in: *Civil Disobedience: Theory and Practice*, ed. H. A. Bedau, New York, Pegasus Books, 1969, 240-255. [『正義論』所収]

(14) "Justice as Reciprocity", in: *Mill: Utilitarianism with Critical Essays*, ed. S. Gorovitz, New York, Bobbs-Merrill, 1971, 242-268.

(15) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass., Belknap Press, 1971. [『正義論』矢島鈞次監訳、紀伊國屋書店、一九七九]

(16) "Reply to Lyons and Teitelman", in: *The Journal of Philosophy* 69 (1972), 556-557.

(17) "Distributive Justice", in: *Economic Justice*, ed. E. S. Phelps, London,

Penguin Books, 1973, 319-362.

- (21) "Some Reasons for the Maximin Criterion", in: *The American Economic Review* 64 (1974), 141-146.
- (22) "Reply to Alexander and Musgrave", in: *The Quarterly Journal of Economics* 88 (1974), 633-655.
- (23) "The Independence of Moral Theory", in: *Proceedings and Addresses of the American Philosophical Association* 47 (1974/75), 5-22.
- (24) "A Kantian Conception of Equality", in: *The Cambridge Review* 96 (1975), 94-99. [『秩序と社会』藤原保信監訳、岩波書店、講義録『民主主義の危機と未来への展開』岩波書店、一九八四、所収。]
- (25) "Fairness to Goodness", in: *The Philosophical Review* 84 (1975), 536-554.
- (26) "Vorwort", in: *Gerechtigkeit als Fairneß*, ed. Otfried Höffe, Freiburg/München, Verlag Karl Alber, 1977, 7-15.
- (27) "The Basic Structure as Subject", in: *The American Philosophical Quarterly* 14 (1977), 159-165.
- (28) "The Basic Structure as Subject", in: *Values and Morals*, ed. A. I. Goldman and J. Kim, Dordrecht, D. Reidel Publishing Company, 1978, 47-71.
- (29) "Kantian Constructivism in Moral Theory", in: *The Journal of Philosophy* 77 (1980), 515-572.
- (30) "Social Unity and Primary Goods", in: *Utilitarianism and beyond*, ed. A. K. Sen and B. Williams, Cambridge, Cambridge University Press, 1982, 159-185.
- (31) "The Basic Liberties and Their Priority", in: *The Tanner Lectures on Human Values* Vol. III, ed. S. M. McMurrin, Salt Lake City, University of Utah Press, 1982, 1-87.

原語文種を講義録のイントロダクションに採った。だが講義録に於いては\*は、その文種の一環としてローマ字を添えて示すこととなる。

- (32) Arrow, K. J., "Some Ordinalist-Utilitarian Notes on Rawls's Theory of Justice", in: *The Journal of Philosophy* 70 (1973), 245-63.
- (33) Barry, B., *The Liberal Theory of Justice: A Critical Examination of the Principal Doctrines in A Theory of Justice*, Oxford, Clarendon Press, 1973.
- (34) Blocker, H. G. and Smith, E. H. (ed.), *John Rawls's Theory of Social Justice: An Introduction*, Athens, Ohio University Press, 1980.
- (35) Bloom, A., "Justice: J. Rawls vs. the Tradition of Political Philosophy", in: *The American Political Science Review* 69 (1975), 648-662.
- (36) Care, N. S., "Contractualism and Moral Criticism", in: *The Review of Metaphysics* 23 (1969), 85-101.
- (37) Chapman, J. W., "Justice and Fairness", in: *Nomos* VI (1963), 147-169.
- (38) Daniels, N. (ed.), *Reading Rawls: Critical Studies of A Theory of Justice*, New York, Basic Books, 1975.
- (39) Daniels, N., "Wide Reflective Equilibrium and Theory Acceptance in Ethics", in: *The Journal of Philosophy* 76 (1979), 256-282.
- (40) Daniels, C. F., "Rawls on Method", in: *Canadian Journal of Philosophy: Supplementary Volume 3* (1977), 153-161.
- (41) Dworkin, R. M., "Philosophy and Politics. Dialogue with Ronald Dworkin", in: *Men of Ideas*, ed. B. Magee, London, British Broadcasting Corporation, 1978, 240-260. [『秩序の現在——世界の思想家十人への対話』磯野友彦監訳、河出書房新社、一九八三、所収。]
- (42) Frankel, Ch., "Justice, Utilitarianism and Rights", in: *Social Theory and Practice* 3 (1974), 27-46.
- (43) Fried, Ch., "Justice and Liberty", in: *Nomos* VI (1963), 126-146.
- (44) Fried, Ch., "Review: A Theory of Justice, by John Rawls", in:



- Harvard Law Review* 85 (1972), 1691-1697.
- (24) Gorovitz, S., "John Rawls: A Theory of Justice", in: *Contemporary Political Philosophers*, ed. de Crespigny, A. and Mignone, K., New York, Dodd, Mead & Company, 1975, 272-289. 【『現代の政治哲学者』山口秀夫監訳、南流社、一九七五、所収】
- (25) Hall, E. W., "Justice as Fairness: A Modernized Version of the Social Contract", in: *The Journal of Philosophy* 54 (1957), 662-670.
- (26) Hampshire, S., "A New Philosophy of the Just Society", in: *New York Review of Books* (24 February 1972), 34-39.
- (27) Hare, R. M., "Rawls' Theory of Justice", in: *The Philosophical Quarterly* 23 (1973), 144-155, 241-252; reprinted in: Daniels (1975), 81-107.
- (28) Höffe, O. (ed.), *Über John Rawls' Theorie der Gerechtigkeit*, Frankfurt a. M., Suhrkamp Verlag, 1977.
- (29) Höffe, O., "Kritische Einführung in Rawls' Theorie der Gerechtigkeit", in: Höffe (1977), 11-40.
- (30) Höffe, O., "Rawls' Theorie der politisch-sozialen Gerechtigkeit," in: J. Rawls, *Gerechtigkeit als Fairneß*, Freiburg/München, Verlag Karl Alber, 1977, 16-33.
- (31) Hook, S. (ed.), *Law and Philosophy: A Symposium*, New York, New York University Press, 1964.
- (32) Johnson, O. A., "The Kantian Interpretation", in: *Ethics* 85 (1974), 58-66.
- (33) Johnson, O. A., "Autonomy in Kant and Rawls: A Reply", in: *Ethics* 87 (1977), 251-254.
- (34) Levine, A., "Rawls' Kantianism", in: *Social Theory and Practice* 3 (1974), 47-63.
- (35) Mardiros, A. M., "A Circular Procedure in Ethics", in: *The Philosophical Review* 61 (1952), 223-225.
- (36)\* Nozick, R., *Anarchy, State and Utopia*, New York, Basic Books, 1974.
- (37) Ransdell, J., "Constitutive Rules and Speech-Act Analysis", in: *The Journal of Philosophy* 68 (1971), 385-400.
- (38) Schwyzer, H., "Rules and Practices", in: *The Philosophical Review* 78 (1969), 451-467.
- (39) Singer, P., "Sidgwick and Reflective Equilibrium", in: *The Monist* 58 (1974), 490-517.
- (40) Wellbank, J. H., Snook, D. and Mason D. T., *John Rawls and His Critics: An Annotated Bibliography*, New York & London, Garland Publishing, 1982.
- (41) Wolff, R. P., "A Refutation of Rawls' Theorem on Justice", in: *The Journal of Philosophy* 63 (1966), 179-190.
- (42) Wolff, R. P., *Understanding Rawls: A Reconstruction and Critique of A Theory of Justice*, Princeton, Princeton University Press, 1977.
- (43) 青木昌彦、「公正な分配を求めて」、『建元正弘他編』『現代の経済学』⑤、日本経済新聞社、一九七二、所収。
- (44) 青木昌彦、「福祉の政治経済学：試論」、『青木編』『ラディカル・エコノミックス』、中央公論社、一九七三、所収。
- (45) 青木昌彦・村上泰亮、「福祉経済学の新しいパラダイムを求めて」、『季刊現代経済』一〇（一九七三）。
- (46) 阿部 斉、「ジョン・ロールズ『正義論』書評」、『成蹊法学』二二（一九七八）。
- (47)\* 阿部 斉、「平等化と保守化——アメリカ社会の提起するもの——」、『世界』四六九（一九八四・一二）。
- (48)\* 泉谷潤三郎、「功利主義の諸形態と問題点」、『東京教育大学文学部紀要・哲学倫理学研究』七五（一九七〇）。
- (49)\* 稲垣良典、「法的正義の理論」、『成文堂』一九七二。
- (50)\* 稲垣良典、「正義と公正」、『原秀男他編』『法の理論1』、『成文堂』一九八一、所収。
- (51)\* 稲上 毅、「社会政策」とソーシャル・ポリシー」、『季刊社会保障研究』

- 一〇卷二号（一九七四）。
- (70)\* 井上達夫、「正義論」、長尾龍一他編『現代法哲学1 法理論』、東京大学出版会、一九八三、所収。
- (71)\* 井上達夫、「社会契約説の理論的価値に関する一反省」、『法哲学年報一九八三・社会契約論』（一九八四）。
- (72) 猪木武徳、「J・ロールズ著 矢島鈞次監訳『正義論』——社会における自由・平等とは」、『エコノミスト』五七卷四八号（一九七九・一一）。
- (73) 大野忠男、「自由と平等——ロールズ正義理論の一考察」、『大阪大学経済学』二五卷二・三号（一九七五）。
- (74) 大野忠男、「ロールズ正義理論再考——基礎構造と正義の二原理について」、『大阪大学経済学』二七卷二・三号（一九七七）。
- (75)\* 大庭 健、「指示・事実・真偽——科学と倫理学の「存在論的差異」について——」、『理想』六一四（一九八四・七七）。
- (76)\* 小田 健、「合理的正統性」、三宅一郎編『合理的選択の政治学』、ミネソラヴァ書房、一九八一、所収。
- (77)\* 小畑清剛、「レトリックと法・正義」——Ch. ベレルマンの法哲学研究——、『法学論叢』一一三卷四号（一九八三）。
- (78) 川上文雄、「『正義の理論』と功利主義の克服——ジョン・ロールズ、飯坂良明他編『現代の政治思想 課題と展望』、理想社、一九八一、所収。
- (79) 川本隆史、「社会的正義の理論——ジョン・ロールズのカント解釈をめぐって」、『日本倫理学会第三〇回大会研究発表要旨』（一九七九）。
- (80)\* 川本隆史、「倫理学の現状と活路——『正義論』を手がかりに」、『理想』六〇八（一九八四・一）。
- (81)\* 熊谷尚夫、『厚生経済学』、創文社（一九七八）。
- (82)\* 小泉 仰、「現代功利主義論争」、『理想』五二三（一九七六・一一）。
- (83)\* 小坂勝昭、「社会的資源の配分——交換パラダイムの構想」、『文化』三九卷一・二号（一九七五）。
- (84) 小坂勝昭、「規範的公共選択の理論——ロールズ研究（I）——」、『国際商科大学論叢』二二（一九八〇）。
- (85) 小坂勝昭、「J・ロールズの規範的社会理論——合理的選択・計画の理論の模索——」、『社会学研究』三九（一九八〇）。
- (86) 小坂勝昭、「ロールズとノジック——ロールズの分配公正原理の検討」、『公共選択の研究』創刊号（一九八一）。
- (87) 小林淳一、「現代社会における正義と不平等——ロールズ「正義論」の研究——」、『福岡大学人文論叢』一一卷二号（一九七九）。
- (88) 小林淳一、「平等化の限界——正義と平等——」、『福岡大学人文論叢』一三卷一号（一九八一）。
- (89) 小林良彰、「J・ロールズ——正義論の再構築——」、白鳥令編『現代政治学の理論（上）』、早稲田大学出版部、一九八一、所収。
- (90)\* 佐伯 胖、「きめ方」の論理」、東京大学出版会、一九八〇。
- (91) 塩野谷祐一、「社会的公正の理論——ノート」I、XX、「地域開発ニュース」（東京電力刊）八八〇—二二（一九七四・一一）—一九七八・五）。
- (92) 塩野谷祐一、「道徳哲学の方法」、『二橋論叢』七九卷二号（一九七八）。
- (93)\* 塩野谷祐一、「価値理念の方法論」、一橋大学研究年報『経済学研究』二三（一九八一）。
- (94) 塩野谷祐一、「ロールズの社会契約論の構造」、一橋大学研究年報『人文科学研究』二二（一九八一）。
- (95)\* 塩野谷祐一、「価値理念の構造——効用対権利——」、東洋経済新報、一九八四。
- (96) 菅原晴之、「社会的公正における自由と法の支配」、『長崎大学東南アジア研究年報』二四・二五（一九八三）。
- (97) 平 恒次、「社会福祉から社会契約へ」、『中央公論』七月号（一九七五）。
- (98) 平 恒次、「自由、平等、公正——現代経済の道義的礎石を考える——」、『三田学会雑誌』七三卷四号（一九八〇）。
- (99) 田中成明、「ジョン・ロールズの「公正としての正義」論」、『法哲学年報一九七二・現代自然法の理論と諸問題』（一九七三）。
- (100) 田中成明、「正義・自由・平等——ジョン・ロールズの「公正としての正義」論再説——」、『法哲学年報一九七四・正義』（一九七五）。
- (101) 田中成明、「編訳者解説」、ジョン・ロールズ『公正としての正義』、木鐸社、一九七九、所収。

- (102) 田中成明・浜田宏一・平井宜雄、「現代における正義の問題」、平井宜雄編『社会科学への招待：法律学』、日本評論社、一九七九、所収。
- (103) 田中成明、「法と正義」、井上茂他編『講義 法哲学』、青林書院新社、一九八二、所収。
- (104) 津村正種、「正義の事情——ヒュームからロールズへ——」、『明治大学大学院紀要』二〇(一)(一九八二)。
- (105) 遠山義孝、「ロールズ正義論に於けるカント的背景」、『日本倫理学会第三三回大会研究発表要旨』(一九八二)。
- (106) 長岡成夫、「ロールズ正義論——カント法哲学の展開」、『新潟大学教養部研究紀要』一二(一九八一)。
- (107\*) 並木信義、「経済的福祉と幸福——価値論的または現象学的経済研究のアプローチ(序説)」、『季刊現代経済』五〇(一九八二)。
- (108\*) 西部邁、「ソシオ・エコノミックス」、中央公論社、一九七五。
- (109\*) 深田三徳、「自然権論と功利主義」、長尾龍一他編『現代法哲学2 法思想』、東京大学出版会、一九八三、所収。
- (110) 藤川吉美、「公正としての正義の原理について」、『東京工業大学人文論叢』二(一九七六)。
- (111) 藤川吉美、「西欧的『正義』の到達点」、『現代の眼』七月号(一九七七)。
- (112\*) 藤川吉美、『正義論の歴史』、論創社、一九八四。
- (113\*) 藤原保信、『正義・自由・民主主義——政治理論の復権のために——』、お茶の水書房、一九七六。
- (114\*) 藤原保信、『政治哲学の復権——新しい規範理論を求めて』、新評論、一九七九。
- (115\*) 藤原保信、「政治哲学のパラダイム転換のために——自然の再生・人間の再生・政治の再生——」、『思想』七〇九(一九八三・七)。
- (116\*) 丸尾直美、「経済政策の基準としての効率・公正・福祉——その方法論的基礎——」、『経済学論纂』二二卷三号(一九八〇)。
- (117\*) 村上雅子、「分配の公正に関する経済理論：展望」、『季刊 理論経済学』二五卷二号(一九七四)。
- (118) 村上嘉隆、『ロールズの正義論』、村田書店、一九八二。

- (119) 村上嘉隆、『ロールズの基本概念』、村田書店、一九八三。
- (120) 森際康友、「正義について——J・ロールズの正義論を中心として」、『東京大学新聞』二三〇九〜二三一一号(一九七九)。

Ⅲ、その他の引用書目(文中で指示したものは除く)

- (121) Arrow, K. J., *Social Choice and Individual Values*, New Haven and London, Yale University Press, 1963<sup>2</sup> (1951<sup>1</sup>). [『社会的選択と個人的評価』長名寛明訳、日本経済新聞社、一九七七]
- (122) Braithwaite, R. B., *Theory of Games as a Tool for the Moral Philosopher*, Cambridge, Cambridge University Press, 1955.
- (123) Brand, R. B., *Ethical Theory*, Englewood Cliffs, Prentice-Hall, 1959.
- (124) Carnap, R., *Meaning and Necessity*, Chicago, The University of Chicago Press, 1947. [『意味と必然性』永井成男他訳、紀伊國屋書店、一九七四]
- (125) Ewing, A. C., *Ethics*, London, English University Press, 1953. [『倫理学』竹尾治一郎他訳、法律文化社、一九七七]
- (126) Frankena, W. K., *Ethics*, Englewood Cliffs, Prentice-Hall, 1973<sup>2</sup> (1963<sup>1</sup>). [『倫理学』杖下隆英訳、培風館、一九七五]
- (127) Hancock, R. N., *Twentieth Century Ethics*, New York and London, Columbia University Press, 1974.
- (128) Hare, R. M., *The Language of Morals*, Oxford, Oxford University Press, 1952. [『道徳の言語』小泉仰他訳、勁草書房、一九八二]
- (129) Hare, R. M., *Freedom and Reason*, Oxford, Oxford University Press, 1963. [『自由と理性』山内友三郎訳、理想社、一九八二]
- (130) Hart, H.L.A., "Are There Any Natural Rights?", in: *The Philosophical Review* 64 (1955), 175-191.
- (131) Hart, H.L.A., *The Concept of Law*, Oxford, Clarendon Press, 1961. [『法』の概念』矢崎光圀監訳、みすず書房、一九七六]
- (132) Kant, I., *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Akademie-Ausgabe Band IV, 385-463.

- (137) Kerner, G. C., *The Revolution in Ethical Theory*, Oxford, Clarendon Press, 1966.
- (138) McCloskey, H. J., "An Examination of Restricted Utilitarianism", in: *The Philosophical Review* 66 (1957), 466-485.
- (139) Mill, J. S., *Utilitarianism*, in: *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. X, Toronto, University of Toronto Press, 1969, 203-259.
- (140) Murphy, J. G., *Kant: The Philosophy of Right*, London, Macmillan, 1970.
- (141) Ross, D., *The Right and the Good*, Oxford, Clarendon Press, 1930.
- (142) Sidgwick, H., *The Methods of Ethics*, London, Macmillan, 1907.
- (143) Smart, J. J. C., "An Outline of a System of Utilitarian Ethics", in: *Utilitarianism for and against*, J. J. C. Smart and B. Williams, Cambridge, Cambridge University Press, 1973, 3-74.
- (144) Toulmin, S., *An Examination of the Place of Reason in Ethics*, Cambridge, Cambridge University Press, 1950.
- (145) Urnson, J. O., "The Interpretation of the Moral Philosophy of J. S. Mill", in: *Philosophical Quarterly* 3 (1953), 33-39.
- (146) Wittgenstein, L., *Philosophical Investigations*, tr. by G. E. M. Anscombe, Oxford, Basil Blackwell, 1953. 【ワイトゲンシュタイン全集】8 藤本隆志訳、大修館書店、一九七六】
- (147) 大庭 健、「現代倫理学基礎論序説」、浜井 修編『人倫』1、以文社、一九七八、所収。
- (148) 川本隆史、「カント『宗教論』における社会哲学的なもの——根本悪とイデオロギー批判」、『倫理学年報』二七集（一九七八）。
- (149) 清水幾太郎、『倫理学ノート』、岩波書店、一九七二。

〔昭和五十九年十一月九日 受理〕